

平成19年第2回大仙市議会定例会会議録第2号

平成19年6月20日（水曜日）

議事日程第2号

平成19年6月20日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（29人）

1番 橋本五郎	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 佐藤孝次	8番 高橋敏英	9番
10番 千葉健	11番 渡邊秀俊	12番 金谷道男
13番 斉藤博幸	14番 佐々木洋一	15番 大野忠夫
16番 武田隆	17番 菊地幸悦	18番 佐藤芳雄
19番 大坂義徳	20番 大山利吉	21番 門脇一男
22番 本間輝男	23番 藤田君雄	24番 高橋幸晴
25番 橋村誠	26番 佐々木昌志	27番 鎌田正
28番 北村稔	29番 竹原弘治	30番 児玉裕一

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市長 栗林次美	副市長 久米正雄
教育長 三浦憲一	代表監査委員 田牧貞夫
総務部長 老松博行	企画部長 佐々木正広
市民生活部長 元吉峯夫	健康福祉部長 深谷久和
農林商工部長 藤原薫	建設部長 柴田勝三
病院事務長 富岡暁雄	水道局長 田口良邦

教 育 次 長 相 馬 義 雄 教 育 次 長 今 井 聰
総 務 課 長 進 藤 雅 彦

議会事務局職員出席者

局 長 田 口 誠 一 参 事 高 橋 薫
副 主 幹 伊 藤 雅 裕 副 主 幹 加 藤 博 勝
主 任 菅 原 直 久

午前 9時58分

○議長（橋本五郎君）

おはようございます。

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行いたいと思います。

昨日、東京都において開催された第83回全国市議会議長会・定期総会において、小山誠治議員が市議会議員在職40年以上、大坂義徳議員が在職20年以上、藤井春雄議員が在職10年以上により、それぞれ表彰されましたので、その表彰状の伝達をいたします。

【議長降壇、演壇前へ】

【田口事務局長が進行】

○議会事務局長（田口誠一君）

それでは、ただいまから順次伝達いたします。

はじめに小山誠治議員、演壇の前までお進みください。

【表彰状伝達】

○議会事務局長（田口誠一君）

次に大坂義徳議員、演壇の前までお進みください。

【表彰状伝達】

○議会事務局長（田口誠一君）

次に藤井春雄議員、演壇の前までお進みください。

【表彰状伝達】

○議会事務局長（田口誠一君）

以上をもちまして表彰状の伝達を終了いたします。

【議長登壇、議長席へ】

○議長（橋本五郎君） この際、副市長より発言の申し出がありますので、これを許します。久米副市長。

○副市長（久米正雄君） おはようございます。

本会議前の貴重な時間をいただきまして、先週の6月16日に発生いたしました国民健康保険税の2割軽減申請のお知らせ文書に関わる配布について報告とお詫びを申し上げます。

ご承知のとおり国民健康保険税条例の中に税の軽減措置として7割・5割・2割の減額措置制度がございます。7割と5割の軽減については法により減額が定められておりますが、2割の軽減については本人の申請に基づき減額することとなっております。このため2割軽減と思われる世帯に対しまして申請書の提出を促すため、去る6月の14日付、総務部税務課名でお知らせ文書と申請書、それに返信用の封筒を同封し郵送したところでございます。

申請書は、本人申し出のため、住所、氏名を記入し、押印の上、返送していただくことになっております。事務処理上、申請書の下段に減額対象となる方の保険証番号、住所、氏名が表示されていることから、これらお知らせ文書と申請書2枚は1組として取り扱うべきところを仙北地域159世帯について封入作業ミスによりまして、本来郵送されるべき申請書用紙に表示された方以外の方に郵送された事実が市民からの指摘で判明いたしました。この事実に対応するため、同日6月14日午後から税務課職員と仙北総合支所市民課職員8名で該当世帯を訪問しまして、事情の説明とお詫びを申し上げ、新しい申請書をお届けしたところでございます。

市民の皆様並びに議員各位には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後個人情報の取り扱いには十分注意を払い、二度とこのようなことのないよう職員には厳重に注意し、事務処理のチェック体制の確立はもちろん職場内のコミュニケーションを図りまして再発防止に万全を期するよう指示したところでございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

午前10時06分 開 議

○議長（橋本五郎君） これより本日の会議を開きます。

遅刻の連絡があったのは、8番高橋敏英君であります。

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に4番佐藤隆盛君。はい、4番。

○4番（佐藤隆盛君）【登壇】 おはようございます。

まず質問する前に、先程、小山議員、大坂議員、藤井議員の皆様、全国議長会表彰、本当におめでとうございます。それこそ長年の経験を生かし、大仙市民のためにはもちろん、私ども議員に対してもどうかご指導のほどをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、市民クラブを代表し、3点を柱に市長、教育長、そして健康福祉部長に質問をいたします。

2点目と3点目の質問は市民からの声でございますので、それぞれ皆様の明快で前向きな答弁を心から期待するものであります。

まず1点目の質問であります。平成17年3月22日、1市6町1村で大仙市が発足し、4月には「市政は市民のために」を基本理念とした栗林市政がスタートし、今日に至っております。市民と協働のまちづくりとした市長のスタンスは、この厳しい時代の中で一般市民からはそれなりの評価というよりまた、理解を得ているものと感じております。そして、まずもってそのことに対し私は敬意を表するものであります。

そこでお伺いいたしますが、市長は今日までの舵取りの感想と今後の抱負を改めてお聞かせ願いたいと思います。

次に、2点目の学校施設遊具関係について質問いたします。

遊具はまず、安全はすべてに優先されなければならない、安全はすべてに優先されなければならないと私は思います。学校に設置された遊具は児童生徒に親しまれ、活用され、体位の向上、体力の向上など、情緒の安定、余暇の着用など広範囲に多大の成果を上げてきたこともまた誰でもが認めているところであります。本市内でも文部省指定体づくり指定校の公開研究会が開かれ、成果が認められているところもあり、保護者、地域住民の設置要望の強いことも、また児童生徒の興味・関心の大きさや課外の自主活用の実態からその効果に疑いの余地のないところであります。

そこで質問いたしますが、本市では今年の7月に学校施設遊具点検を専門業者に依頼

し、そして危険が伴う老朽化が著しい修理不能なものはこの春から撤去を行っているそうではありますが、まずその結果内容とその費用、そして撤去費用なども併せてお知らせください。

遊具業者診断基準の判定5段階（A B C D E）とあるようですが、Aは緊急に修理必要なもの、Bは老朽化が甚だしく修理不能となっており、Cは簡単な手直し、または部品の交換で利用できるもの、Dは現状で利用できるもの、Eについてはサビの発生状況による塗装などが必要なものとなっており、また、区分として可動する遊具と可動しない遊具に分かれております。文部科学省の学校保健法によりますと、幼児、児童生徒の安全を確保するため、施設設備に関する安全点検の実施を学校に義務づけております。また、遊具業者など団体の策定した遊具の安全に関する基準を遊具の事故防止対策に活用するよう指導通知しております。

そこで質問いたします。学校保健法により、施設遊具に関する安全点検の実施は先程申しましたように学校に義務づけるとありますが、今後も施設の安全点検を遊具業者等に依頼していくのかどうか具体的にお知らせください。

1例申し上げますが、昨年の高梨小学校の学校施設点検補修報告書の内容を見ますと、可動する遊具4種類の6台、可動しない遊具7種類の8台、合計14台を点検しております。そのうち可動する遊具で3種類の4台がB判定、すなわち老朽化が甚だしく修理不能なものとして撤去され、残っているのはわずか2人用ブランコだけで、また、可動しない遊具では20人用の登り棒遊具がBランクと判定されており、残り7台はすべて鉄棒関係の遊具でありました。そして横堀小学校でも可動する遊具4台すべてBランクの判定であり、そして2台撤去されております。

私は、撤去された遊具が何らかの補修、部品交換等で本当に使用できなかつたのか、また、管理監督の安全のあまりと業者特有の考えなど、いささか疑問を感じるものであります。そこで、撤去されたその後の可動する遊具の対応をどのようにしていくのか、高梨小学校の例のように可動する遊具の約70%もの減の状態でのままで良いのかであります。財政上も厳しい状況にしる、児童生徒ののびのびと心と体の基礎体力向上などの教育上、早急に対処すべき、また具現化すべきと考えます。

しかしながら私は、現在の市財政を考えるならば、撤去された後すべてすぐに行政で対応すれとは申しませんが、先人の父兄の方々から卒業記念なので贈られたものなどもあり、遊具設置にはこうした地域の協力もあって存在していることなので、修理などに

もそうした力を引き出す知恵などを行政、学校管理者も持つべきではないでしょうか。こういう点も考慮に入れながら対処していただきたく、そして父兄からの要望でもあり質問したところでもあります。どうか前向きな答弁をお願いいたします。

次に、3点目の障害者に対する市の対応について質問いたします。

本市における障害者手帳の所有者は、身体・知的・精神を含め全人口の約5.6%で5,218人と聞いております。うち約半数が重度の障害を抱えておるとのことです。そして現在、障害者手帳を所持する障害者は、居宅及び施設におけるサービスを支援費制度や介護保険制度により利用しており、これら制度を利用していない障害者も家族内で自立するための住宅改修や福祉用具の給付などの支援を受けております。今後の課題として大仙市の基本計画の中には、長寿社会の進展に伴い障害者を取り巻く状況は、本人はもちろん家族介護者も高齢化の傾向にあるため、支援サービス費の一層の増加が見込まれます。現在、身体・知的・精神の障害別で異なる対応をしている支援サービスが、種別にかかわらず居宅・施設・医療を共通の制度で一元化されることに伴い、障害者の地域生活をより包括的に支援する必要があるとあります。私もなお一層このような充実を望むものであります。

そこで質問いたしますが、障害者に、先程申しましたこのようなことに対する市職員の窓口対応、連絡方法など万全を期しているかであります。援護福祉課の障害班には7名の職員がおりますが、視覚障害者に対しては点字対応、聾啞者に対しては手話対応など十分な体制ができているのか、またはどうなっておるのかまずお伺いいたします。

点字に対して紙に書かれた、または印刷された文字を「墨字」というそうであります。本などもそうですが、送られてくる郵便物などは墨字で書かれてあることが多いため、一人暮らしをされている視覚障害者は墨字の処理に困ることがあるそうです。また、点字に関しては、点字を読むことができる視覚障害者の方は10人に1人か2人、つまり1ないし2割程度と言われております。また、糖尿病などの病気により中途失明をされた中には、指先の感覚が鈍くなり点字を読み取ることが難しいという方が多いそうです。そこで我が大仙市では、視覚障害者への市からの文書送致はどのようになっているのかお伺いいたします。聞くところによると、通常文書のため、ときには知人に文書を読んでもらったこともあったそうであります。このようなことは、もしかして個人情報保護法にも触れるのではないのでしょうか。つまり、本市の現行では、県から必要により対応をお願いしているような話やボランティアに頼り過ぎると言っでは何ですけ

れども、頼ったりしているようにも伺いますが、また、家族と同居者あれば不便が軽減されている例もありますが、ごく一部かもしれませんがプライバシーで悩んでいる話も承っております。そこで、従来とは違って10万人都市となり、大量の職員を抱えている本市では、そうした職員を募ったり養成して、市独自の温かい対応を将来していくべきではないでしょうか。障害者の大仙市の基本計画を進める上には、まず市役所内の充実を図るべきと思いますが、市長の考えも併せてお伺いいたします。

以上で質問を終わりますが、2点については冒頭に申しましたように市民からの身近な声でございますので、前向きな答弁を期待し質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 4番佐藤隆盛君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、今日までの市政の舵取りの感想と今後の抱負についてであります。

はじめに、今日までの市政の舵取りの感想について申し上げます。

大仙市は、合併以来3年目を迎えました。この間、「市政は市民のために」を基本理念とし、情報公開や説明責任による開かれた市政の推進、住民参加よりさらに踏み込んだ「市民との協働の地域づくり」に努めてまいりました。また、新市の基礎を固め、軌道に乗せることが私に課せられた最大の責務であると考え、旧市町村が築いてきた産業・文化・伝統、地域の特性を生かし、さらにはそれぞれのまちづくりの方針を継承し、大仙市全域がそれぞれの地域の特色と独自性を発揮しながら発展し、人が活き・集うような魅力ある地域、安心して暮らせる地域の創造に向け誠心誠意努めてまいりました。

さて合併以来、地方分権時代にあって「市民の行政参画」「市民との協働」が最も重要な要素であると考え、職員が常に市民の目線に立ち、現場に足を入れ、市民と一緒に汗をかくことを第一に行動してまいりました。市として行政情報を市民と共有する体制や住民自らが地域づくりに参画できる仕組みなどを大仙市全域に広げる努力もしてまいりました。こうした観点から地域住民の意見を行政に反映させ、住民と行政の連携を強化するため「地域協議会」を置き、それぞれの地域課題を自らの力で解決する仕組みを進め、地域枠予算を配置して、具体的な事業成果が出るまでになってまいりました。様々な試みが成果として形になり、市民から新しい取り組みの芽が出てくるように引き続き支援してまいりたいと考えております。

今年度初めて広報だいせん「予算特別号」を発行し、新年度の事業並びに財政状況についてお知らせいたしました。市民の意見を政策判断に取り入れる市民による行政評価

を段階的に実施し、市民本位・市民主体の市政の推進、市民の満足度を高める行政システムの構築に努力しております。こうした取り組みの積み重ねによって協働のまちづくりが一層進むことを願っております。

また、行政改革の一環として出資法人の経営改革、老人福祉施設・保育園・幼稚園の法人化、公共施設の見直し、指定管理者制度の導入による維持管理費の節減、自主財源の確保あるいは適切な負担・公平な負担の確保に向けた収納対策の推進、各種使用料の見直しなどに取り組んでおります。これによって適正な人員配置を促進させ、経常収支比率をできるだけ早く下げ、政策経費の確保、自主財源の確保を図ってまいります。

新たな課題に立ち向かう日々であります。こうした中であっても多くの市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力をいただき、どうか今日まで過ごしてきたというのが実感であります。この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

次に、今後の抱負につきましては、17年度に策定した大仙市総合計画に基づいて、地域の特色、独自性を生かしながらも新市の一体性をさらに確保し、「人が生き、人が集う夢のある田園交流都市」を実現するため、中・長期的な財政状況を勘案しながら進めてまいりたいと存じます。

しかしながら大仙市は厳しい財政環境に加え、少子高齢化、人口減少に伴う地域活力の減退、農業・商工業振興、雇用の確保と若者の定住、仙北組合総合病院の移転新築問題などを含めた医療健康福祉など多くの課題を抱えておりますが、いかなる時代にあってもその時々々の行政ニーズに対応し、社会経済情勢の変化に適切に対応した市政の実現を目指すため、市民並びに市議会議員の皆様と英知を結集させながら、一つ一つ粘り強く解決し、あるいは解決への道筋をつけてまいりたいと存じますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

質問の第2点、学校施設遊具に関する質問につきましては教育次長から、質問の第3点、障害者に対する市の対応に関する質問につきましては健康福祉部長からそれぞれ答弁させていただきます。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） 質問の第2点目は、学校遊具施設関係についてであります。

はじめに遊具の点検結果につきましてでございますけれども、昨年4月・5月・7月に大曲地域・仙北地域・神岡地域の11小学校に設置された遊具の安全管理のために専

門業者による点検を実施したところでございます。そして、ご指摘のように5段階による判定をいただいております。また、他の地域においても今年度になって点検を実施したところでございます。この点検結果に基づいて遊具の機能障害が確認され、危険防止のため緊急性のあるものについては速やかに職員が現地を確認の上、使用の禁止の措置をし、その後、補修あるいは補修不可能なものについてはやむなく撤去などの対策を講じております。昨年度、小学校については90基点検し、緊急に修理が必要で事故につながると判断されたA判定が7基、老朽が激しく修理不可能のB判定が13基、部品交換等で使用できるC判定が26基、それから現状で使用可能のD判定が44基となっております。

ご質問の点検に要した業務委託料は17万9,550円、撤去費用でございますが55万4,400円となっており、補修や部品交換等で対応した経費は133万8,960円でございます。

次に、今後の遊具の安全点検についてでございますけれども、岐阜県大垣市の小野小学校で木製遊具の支柱が倒れて遊んでいた児童13人が転落、けがをした事故は記憶に新しいところでございます。学校での事故が起きるたびに文部科学省から注意喚起はありますけれども、遊具に関する統一的な設置や管理の基準は実のところございません。ご指摘のとおり学校保健法施行規則第22条の5に基づく点検を学校に義務づけておりますけれども、具体的な基準があるわけではなく、「都市公園における遊具の安全確保について」に準拠し、学校に設置されている遊具の事故防止対策に活用することとしております。

教育委員会といたしましては、遊具の安全管理について学校保健法施行規則に基づく点検を確実に実施するとともに、学校における遊び場の安全性を一層高めるために、今後とも担当課職員と専門業者による点検を実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、撤去された遊具の関係についてでございますけれども、今回、学校施設の遊具の点検を依頼した専門業者からは、部品交換や補修、塗装のし直しなどによって使用できるものと、これらの補修作業をしても安全性が確保できないものとの区分をいただいたところからこの判定結果に基づいて危険な遊具は撤去したところでございます。

遊具の点検につきましては、学校施設の遊具、それから公園の遊具、子どもの遊び場の遊具、保育園の遊具などをそれぞれ所管の課で年度当初に実施しております。点検内

容も同様の基準により5段階の判定で診断しておりまして、その結果に基づいて補修や撤去の対応をしているところでございます。

各学校の遊具はお話にもありましたように保護者の方からの寄贈品、頂いたものもございまして、学校としては有り難く活用させていただいておりますけれども、遊具の維持管理については事故防止と安全対策が最も大切な要件でございまして、かつ優先しなければならない要件であると考えております。

一方、子どもたちは遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面で成長するものでございまして、遊びは子どもの成長と体力向上にとって必要不可欠なものと考えております。しかし、財政事情もご案内のとおり厳しい状況下にありますので、校外の遊具だけでなく校内に設置されている例えば一輪車や登り綱、ろくぼくなどの体育的設備の整備状況、それから近隣の公園等の遊具の状況も勘案しながら学校における遊具の設置基準のようなものを設定し、市長部局と協議を重ねながら計画的に具現化に向かって整備してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。深谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（深谷久和君） 質問の第3点目は、障害者に対する市の対応についてであります。

はじめに、障害者に対する市職員の窓口対応や連絡方法についてであります。障害を持った方々の来庁に際しましては、専用駐車場や出入口のバリアフリー化、点字ブロック、専用トイレの設置等とともに可能な限りハンデに配慮した丁寧な窓口対応を心がけているところでございます。特に聴覚障害者の来庁に対しましては、平成18年度から援護福祉課に手話通訳のできる職員を配置し、窓口の円滑な対応に努めておりますが、職員が不在の場合は筆談により対応しなければならないこともありますので、今後、庁内で手話対応のできる職員を組み入れて来庁される前に連絡をもらえれば、当日当該職員が在庁しているシステムによる対応を構築してまいりたいと考えておるところでございます。

また、視覚障害者の方々への情報伝達といたしましては、現在、大仙市の行政情報の一つであります「広報だいせん」について、声のサークル蓄音館に音訳をお願いしており、さらに秋田県視覚障害者福祉協会には点訳を委託し、必要とされております延べ37名の方々でございまして、この方々に送付をいたしておるところでございます。

また、昨年から市が実施主体の地域生活支援事業として、医療機関や市役所等の公的機関などに行く必要がある場合などに利用していただく「視覚障害者（児）ガイドヘルパー派遣事業」や、日常生活上において手話を必要とされる場合に登録手話通訳者を派遣する「コミュニケーション事業」を実施いたしておるところでございます。

次に、視覚障害者に対する市からの文書送致についてであります。すべていわゆる「墨字」での文書を発送させていただいております。同居している家族がいる場合は、開封し読み上げてもらうこととなりますが、夫婦世帯で夫婦とも視覚障害者または視覚障害者の一人暮らしの場合は、議員ご指摘のとおりホームヘルパーや友人、あるいは隣人が開封して読み上げているのが現状であります。このような場合は本人が直接相手に依頼しているわけでありますので、個人情報保護法に抵触するものではないと考えておるところでございます。

なお、6月補正予算に計上いたしておりますが、市ではこのたび、国の特別対策事業を活用し、点字プリンターを購入・設置し、視覚障害者に対する通知等の文書作成に使用できるようにしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、障害者に対応できる職員の確保等に係る市役所内の充実につきましては、若手職員の手話通訳養成講座の受講を検討するなどして、総合支所も含めまして新市にふさわしい職員体制の確立をより一層進めなければならないものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 4番、再質問ありませんか。はい、4番。

○4番（佐藤隆盛君） 相馬次長にお尋ねいたしますが、学校設置法の中には校具を準備しなければならない、学校の校具、遊具じゃなく校具、そうっております。そこで、例えば鉄棒はどっちに入るのか、校具なのか遊具なのか。それから跳び箱。確か私もこれ調べるときに学校設置法の中で、遊具はやっぱり言われたとおりに出てきませんでした。ものすごく難儀したわけですけれども、ただ、安全基準はうたっております。だからその絡みで、例えば学校環境安全においては、これは学校設備の感じがする。第3条の2の中に先程私申しましたように必要に応じて修繕をすとかいろいろうたっているんですけども、ただ、ですから私は校具、先程体育館の中で一輪車どうのこうのって言ったんですけど、ああいうのもどっちに入るのか。あれでも結構危険なものもあるし、だからここら辺の非常に私もこれ質問するときいろいろ私なりに調べてきたんですけど

ども、1つには跳び箱とか平均台みたいなものもあるし、校具と遊具がもう何となのかと。だから簡単に言いますけれども、鉄棒と跳び箱はどっちに入るのかということをもまずわかってあったら教えていただきたい。まず鉄棒を特にです。校具を設置しなければならないとなっております。学校設置法では。ですからそれが校具なのか遊具なのか、それが1つ。

それから私一番言いたいのは、先程申しましたけれども、今後も遊具を点検するそうでありまして、一度にですね7割もものなくて、今のみたいに財政が無いというのはこれは分かっている。だけれども私は何を言いたいかというと、やっぱり1基50万円もするものがあったら、これをやりたいのだったら、少し市としても何かの援助とか気持ちのものをね、やっていただきたいということなんです。ただこれだけなんです。ただ先程申しましたように安全のあまり、危険だからだめだとか全部とっばらうと。これではやっぱり教育の一環にはならないと。何ぼ言葉で並べても、やっぱり財政上苦しい中にも何らかの形を示していただきたいと、こういうことでこの質問をしました。

まずはこの2点についてだけ。私くどいですがけれども、校具と遊具の中身、どこが何とだかっていうのがわかりませんので、わかりましたら教えていただきたい、そういうことでございます。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） その区分でございまして、こういうふうに考えております。一輪車とか登り綱、ろくぼく、うんてい、跳び箱も入ります。鉄棒も含めて、体育的設備、遊具ではなくて体育的設備、そういうふうな区分で解釈しております。

やはり危険なのは可動する遊具でございまして、いろいろマスコミ等で報道ありますけれども、事故の起きるのは可動する遊具が圧倒的に多いわけでありまして、特に可動する遊具については吟味しながら日常の管理は学校で行ってもらっていますし、学校からの連絡によってはこちらの方ですぐ出かけて対応しているというふうなことであります。

何回も言いますけれども、やっぱり安全が第一でございまして、少しもつたいないなど、こう思われるものであっても、やはり安全を優先的に考えた場合、やむなく撤去せざるを得ないものもあるわけでありまして。業者の方でA判定にしたものを我々が大丈夫だろうということでそれを使い続けて万が一のことにでもなりますと、これまた申し訳のないことでありますので、やはり専門業者の判定というものは重く受けて対応しな

ければならないというふうに思っているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

やはり今まで4基あったものが1基しか残らないという現実もございます。どうにかしてやりたいわけですが、お金のことだけ言っては恐縮なんですけれども、全体のこの学校のバランスというものもありますし、いろんな周囲の環境なども含めて、ひとつ前向きに検討させていただきたいと、次年度以降の計画に反映させていただきたいというふうに思っていますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（橋本五郎君） 4番、再々質問。はい、4番。

○4番（佐藤隆盛君） では参考までに、協和統合小学校にはどういう遊具というか校具を考えておりますか。それで質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） 新しい統合小学校でございますけれども、今まだ具体的にそこまで、遊具のところまで入っておりませんが、まずよく遊具のこの3つというものがあまして、鉄棒、すべり台、ブランコ、これがまず昔から遊具の3つ、三種の何々と言われていまして、最低どこの学校でもやっぱり必要なものは一定のレベルでそろえるようなそういうふうな考えも必要ではないかなというふうに思っていますので、先程申し上げましたように学校における遊具の設置基準のようなものを設定しながら、そして均一的に、どこの学校でもあまり遊具の数に差のないように最低限度の基準をそろえるような形で考えていきたいというふうに思っております。協和の地域につきましても、そういった基準に合わせて考えていきたいというふうに思っています。

○議長（橋本五郎君） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

次に、20番大山利吉君。はい、20番。

○20番（大山利吉君） 【登壇】 改めまして、おはようございます。佐藤議員も私も仙北地域の人間でございますが、あえて2人相談してそろったわけではございません。偶然にこうなったわけではありますが、佐藤議員さんのような密度の高い質問ができないと思っておりますけれども、何卒ひとつご静聴、お付き合いのほどよろしくお願いを申し上げます。

また、3人の先輩、本当に議長表彰、誠にめでたうございました。今後とも私どもにご指導賜りますよう心からお願いをする次第であります。

それでは、これから質問に入っていくわけでございますけれども、まず最初にご要望

を2つほど申し上げながら質問に入ってまいりたい、こういうふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に先月5月29日、市長もご出席されたと伺っておりますが、第58回目となります全県植樹祭が仙北市で盛大に開催されたようでございます。半世紀以上にわたって行われたこの全県植樹祭も今年で終わりとお伺いしております。我が大仙市も旧大曲・姫神公園で昭和49年に開催されて以来、西仙北、仙北、中仙、太田、そして平成10年の南外と、これまで6カ所で開催されてまいりました。今後、植樹から育樹を中心になろうと思っております。県では平成16年度から森林祭を行っておりますが、どうぞ我が大仙市としても今まで行われてまいりました植樹後の管理を今一度見直し、後世にいつまでも残せる森林公園を目指してもらいたいと、こういうふうにまずお願いをする次第であります。

次に、来月7月8日に市民会館を会場に「第49回手をつなぐ育成会秋田県大会」が開催されます。市といたしましても19年度当初予算で大会に伴う予算を計上していただいたわけでありまして、もとより市民の福祉向上のため、日頃より行政としても最善の努力をさせていただいていることは一市民として感謝申し上げるところであります。この会にご承知のとおり、不幸にして知的障害となられた子どもさんたちのご両親はじめ家族の方々が心のよりどころとして結成されたものとお聞きいたしております。今、大会の成功に向けまして会員一同大変なご奮闘いたしておるところでございます。どうぞ市といたしましても健康福祉部はもとより教育関係団体、一般市民にも呼びかけていただき特段のご配慮をお願いするものであります。

さて、私このたび初めて一般質問をさせていただきわけでありまして、内容等は通告書どおりであります。佐藤議員と同じく日頃市民の方々からいただきました様々なお意見、また、自分なりに思う、考えているほんの一部を交えながら質問をさせていただきますので、市長並びに当局も市民の方々が理解しやすいようなご答弁をお願いいたします。

まず最初に、市道の改良についてであります。

現在当市が維持管理しております市道の総延長が1級・2級合わせまして3,200km前後とお伺いしております。大変な距離数であります。市民の利便性はもとより安全・安心という観点、そして市民の日常生活のためにその維持管理なさっております市長はじめ関係部署の職員の皆様方に心より感謝申し上げる次第であります。が、道路は時

代の変化とともに、いわゆる国道・県道の新設並びに大型店の進出等周囲の環境によって今までとは全く違った形で地域に重要な役割を果たす市道も大仙市誕生以後何カ所かあると思います。市長は現在市で施行されている公共工事現場に足を運び、その進捗状況を自ら把握し、また市民からご要望のあったそれぞれの箇所をご自身で確認されていると伺います。そこで、本県農業の先駆者であります石川理紀之助翁の次の和歌を思い出します。「よにまだ生まれぬ人の耳にまでひびくはこれ掛板の音」これは農村の救済と農業の復興に尽力され、毎朝午前3時に板木を打ち鳴らし、各農家の仕事の出来具合を確認に歩いたものと思われまます。どうぞ市長におかれましても今もう一度そのような状況を見ていただきたいと存じます。特に仙北総合支所信号から旧大曲の谷地添地内の、いわゆる佐藤レディースクリニック様までの市道であります。現在、交通量の増加はもちろんでありますが、利便性の面からも旧大曲地内が改修されまますと間違いなく主要道路として利用されると思います。市長のお考えと今後の対応をお聞かせ願いたいと存じます。

次に、ほ場整備事業完成後の対応について伺います。

農業従事者の減少、高齢化、大型機械の導入等々を踏まえ、効率的かつ安定的な農業構造を確立するため現在基盤整備が着々と進められており、大仙市でもようやくほ場整備率が50%を超えたと伺っております。国・県・市が一体となって進めている事業であります。完成後にいろいろな問題が生じておりますことは市長もご承知のことと存じます。家屋を新設、負債整理等などまだそのほ場整備ができて登記が取れていないため、自分の土地でも手をつけられないのが現状であります。横堀ほ場地区だけでも5町歩ほどの面積の所有している方々が大変困惑しているのが現状でありますので、市長より強く法務局に解決のため要望していただきたいと存じます。

次に、公共施設の見直しと美術館の建設について質問をさせていただきます。

現在市では公共施設が広く市民に喜んで活用していただいていることは誠にご同慶に絶えません。しかしながら一方で利用されておられない施設もあるのが現状であります。青少年の非行の場、または様々な事故犯罪にも結びつくことも考えられます。冬期間の対策を考えまますと早急に解体するものはした方がよいものと思いますし、売却できるものは売却し、また、2、30mの範囲に3つの施設があります青少年ホーム、産業展示館、女性センター等、当初建設当時はそれぞれの目的だったと思いますが、今がこのときと見え、もう少し運営の仕方を見直してはいかがなものでしょうか。いろいろな公共

施設を見直しながら、市長は大仙市立美術館の建設について何かお考えをお持ちでしょうか。ご案内のとおり大仙市芸術文化協会には280団体、5,000名近い方が会員となり、それぞれの趣味を生かし、機会あるごとに市民の目を心を耳を楽しませていただいております。会員の方々の作品はもとより、なかなか地方では触れることのできない作品など展示し、市民が一堂に鑑賞できる場の建設について、市長の中・長期的な考えでも結構でございますのでお聞かせください。

次に、入札制度について質問をいたします。

今年度から建設工事入札契約制度が改正され、公募型指名競争入札となったのでありますが、前年度と比較し落札額の割合の具合はどのような状態でしょうか。また、大仙市に本社がなくとも支店・営業所等本市に開設することによって指名になるようですが、その基準なるものをお知らせ願いたいと存じます。また、相指名業者の下請けが禁止されておりますが、この制度、県内でどのくらいの市町村が導入されているのかお知らせ願いたいと存じます。

さて、市長は先の3月定例議会において鎌田議員の大沢郷簡易水道の質問の答弁の中で、大手業者に一括に発注することによって大幅にコストの縮減を図ることができると申しております。また、一括発注と分割発注の諸経費の差額のメリットが少なくなりますがとも答弁いたしております。今定例会に上程されました補正予算は、それを前提にいたしましたものでしょうか伺いたいと存じます。

さて次の質問でございますが、国民体育大会わか杉国体開会まで、あと今日で101日だそうでございます。県民等しく大会の成功を願うものであり、当市が会場となります4種目においても市民挙げてその成功に総参画なさるものと思います。また、国体準備局のスタッフの皆様、日夜ご奮闘なされていると思います。そこで所管の委員会の方にはご報告があったかもわかりませんが、また、市長の市政報告の中で縷々説明がありましたが、各会場での対応、あるいは応援体制、売店等々など、そこで現時点での段取り、あるいは準備の経過等をお知らせください。

最後に、日本国、秋田県がいろいろな形でその時々姿勢が問われております課題について市長のご見解を差し支えなければお聞かせ願いたいと存じます。

平成2年厳寒の2月、40歳ちょっとの若さで国政に挑戦いたしました初々しい若武者の市長のお姿が今でも脳裏に浮かんでまいります。そのような経験をお持ちでございますので、あえてお尋ねを申します。時の内閣総理大臣の靖国神社参拝について、市長

はどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。また、県政の場でも活躍されました市長でございます。県が21年度導入を目指している子育て税についての見解も併せてお聞かせください。

議場の皆さん、毎日新聞に掲載されている「五行歌」といううたを読んだことがありますでしょうか。5行で書き、1行は一息で読める長さで綴る新形式の詩歌であります。この中で「知的興奮、適度な緊張、市議会傍聴は初体験」これは市内の女性の方が詠んだ詩歌です。そして論評されたのが議会初傍聴の興奮が伝わると、この論評されております。

以上、とりとめのない質問をさせていただきましたが、大仙市を思う気持ちは議会、市当局も等しく同じと思います。厳しい財政ではありますが、常に市民の目線に立ち、市政発展のためこの五行歌を詠まれた傍聴においでいただいたご婦人のご期待に沿うよう日々精進することをお約束し質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 20番大山利吉君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 大山利吉議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、全県植樹祭終了後の対応についてであります。

大仙市においては昭和49年度に旧大曲市の姫神公園、51年度に旧西仙北町の大佐沢公園、昭和61年度に旧仙北町の真山公園いこいの森、平成4年度に旧中仙町の八乙女公園、平成8年度に旧太田町の太田ふれあいの里、平成10年度に旧南外村の南外村ふれあいパークの6カ所で県植樹祭が行われており、現在それぞれの総合支所において施設内の草刈りや育樹管理を行っております。

今後は地域協議会にもご相談をお借りしながら、市として育樹管理に努めてまいりたいと考えております。

また、利活用につきましては、現在も自然にふれあう憩いの場として、子どもからお年寄りまで幅広く利用されておりますが、さらに市民が森林浴などのレクリエーションや森林学習の場として活用していただけるよう管理してまいります。

質問の第2点は、「手をつなぐ育成会秋田県大会」への対応についてであります。

手をつなぐ育成会は、議員ご指摘のように知的障害者の父母または兄弟、姉妹の方々の組織であり、毎年、障害者の福祉向上や社会参加の拡充を目指し、全県大会を開催しているもので、今年の第49回大会が当市にて開催されるものであります。

大会の開催にあたって私に対し、県手をつなぐ育成会会長の来訪による協力要請があり、市といたしましても開催趣旨に鑑み、全面的に協力する旨ご返事を差し上げたところであります。

本年2月14日、実行委員会事務局が援護福祉課に設置することとし、以後、会員や県育成会事務局はもとより仙北市・美郷町の関係課所、団体等と連携しながら随時実行委員会を開催するなどして、参加される皆様を心から歓迎し、有意義な一日にさせていただくことを念頭に、来たる7月8日の大会開催に向け準備を進めているところであります。

また、今後は7月1日号の広報掲載等により広く周知をするとともに、関係部局と協議しながら市民の皆様のボランティア参画ということも含め、多くの方々の参加が得られるような会にしたいと考えておりますので、引き続き議員各位はもとより多くの市民の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

質問の第3点、市道の見直しと道路改良に関する質問につきましては建設部長から、質問の第4点、ほ場整備事業の完成後に生ずる諸問題に関する質問につきましては農林商工部長から、質問の第5点、公共施設の見直しと処分に関する質問のうち1点目の利用されていない施設に関する質問につきましては総務部長から、2点目の大曲地域の青少年ホームなど3施設の統廃合に関する質問につきましては教育次長からそれぞれ答弁させていただきます。

質問の第6点は、美術館建設についてであります。

市民生活に潤いと活力を提供していただくために芸術・文化の振興は必要不可欠であると存じます。とりわけ芸術文化協会が昨年度全市統合されまして280団体、約5,000人の会員を要する大きな団体として新発足いたしております。これを機会に本市の芸術・文化のますますの隆盛が極められるものと期待しております。そのためにも文化財を総合的に収集保存し、調査・展示を行うとともに、美術館、古文書館、市民による作品展示施設等の機能を併せ持った複合的施設の課題について、総合計画の後期事業に位置づけるよう検討してみたいと存じます。

質問の第7点は、入札制度についてであります。

はじめに、入札制度の改正後の効果についてであります。今回の制度改正は合併後2年間の実地検証及び法律による取り組み要請を踏まえ、市内業者との意見交換会等を重ねた上で実施しているところであります。

4月から実施しているブロック制の解消に伴う一般土木の公募型指名競争入札は、電子閲覧を併せて実施していることもあり、入札参加を予定している業者が事務所にいながら工事内容を把握できるため、移動コスト等の縮減・利便性において昨年度までの制度より大きく改善されているものと考えております。

制度改革による落札額の割合の変化であります。昨年度の全工種の平均落札率は95.0%でありましたが、今年度2カ月経過した現在の状況は90.4%で、マイナス4.6ポイントとなっております。

次に、新たに市に参加しようとする支店・営業所の指名の基準につきましては、合併時において支店・営業所の認定要件及び大仙市独自要件である格付に必要な技術者等を工事請負業者選定審議委員会で審査し、要件を満たしている場合、準市内業者として認めておりましたが、今年4月からは各工種とも競争性を確保できる業者数となっているなどの理由で、開設しても準市内業者と認めないこととしているところであります。

次に、相指名業者の下請け禁止の状況についてであります。入札参加者は少なくとも自社で受注可能なギリギリの価格を提示しているはずでありまして、たとえ工事の一部を下請けするにしても自身が見積った金額より低い金額で受注することになり、社会通年上かなり不自然な現象であると考えられるものであります。この行為をむやみに認めることにより、入札前に下請け負いを約束させ特定の業者が受注する行為は、現在社会問題化していることにつながる危険性があることから大仙市としては禁止しているところであります。

県内及び郡内の主要自治体に確認したところ、町村等の小規模自治体では事例がないとのことでしたが、県内の市についてお答え申し上げます。

確認の結果、5市が実施しており、そのうち横手市や大館市では明文化した上で平成19年度から原則禁止としております。当市を含め男鹿市、鹿角市では明文化はしていないものの基本的に禁止の措置を講じている状況にあります。

次に、大沢郷地区簡易水道事業の工事一括発注の件についてであります。今回補正計上いたしましたのは、請負工事費について22億8,608万円の平成19年度から23年度までの5カ年の継続費と19年度の年度割4億4,546万3千円の補正予算であります。

簡易水道特別会計については、これまで実施した事業費償還のため、毎年一般会計から多額の繰入金が発生している財政状況の中で、平成18年度から継続して行ってきた

した大沢郷地区の実施設業務については、配水管の路肩埋設への変更や消火栓設置の見直しなどによる管の口径の縮小など、設計内容を工夫し極力総事業費を抑えることに努め、3月時点で総事業費28億9,000万円から3億5,000万円の圧縮を図ってまいりました。

ご質問の趣旨は、今回の補正計上の積算について一括発注を前提にしたものかということですが、事業費抑制の観点から設計段階でのコスト縮減に加え、諸経費的にも最も有利な一括発注を想定して積算した額を今回の補正額として提示をしております。

なお、工事発注にあたりましては、これまですべての工事を一本で5カ年一括発注するとしてご説明してきたところではありますが、諸般の事情を勘案し、取水、浄水場などの特殊構造物工事と配水管など管路工事を分割し、それぞれの工事の5年分を一括した発注方式にすることと管路工事については地元業者への発注を具体的に検討し、準備が整い次第発注してまいりたいと考えております。

質問の第8点は、秋田わか杉国体へのこれまでの取り組み状況についてであります。

これまでの取り組みにつきましては、本大会開催まで100日余りとなり、昨年開催したリハーサル大会を踏まえて、実行委員会の事業計画に基づき万全を期して準備を進めているところであります。

競技施設の整備につきましては、なぎなた・軟式野球会場とも先般、中央役員の会場視察を受け一定の評価を受けたところであり、自転車競技ロードレース特設コースについては、市道分4.6kmを7月末までに改修を完了し、選手の皆さんに快適な競技環境を提供してまいりたいと思っております。

選手等の宿泊につきましては、当市はホテル等市内宿泊施設での対応となることから、県・市町村合同配宿計画に基づき、県庁内の国体配宿センターでの予約受付が始められております。また、選手、競技役員、大会スタッフの弁当調達につきましては、宿泊斡旋業者に業務委託することで手続きを進めており、選手・役員・観覧者の輸送交通は公用バス及び民間バスを中心にシャトルバスやチームバス、応援バス等の計画輸送を、役員はタクシー・レンタカーでの輸送とすることで調整いたしております。

次に、来場者をお迎えする市民歓迎につきましては、市内小中学校や高校、花いっぱい運動活動団体にプランター1,500鉢の花苗の移植と栽培管理をお願いし、作業が進められております。

このほか本大会期間中、小中学校が休業となることから、市内校長会に依頼し、すべ

ての児童生徒に競技を観戦していただくことで輸送バスの配車計画を立てておりますし、全小学校に競技会場を飾る応援ののぼり旗600本の作成をお願いしております。

また、大会旗・炬火リレーにつきましては、市内12中学校を結び全市を巡るコースで9月19日・20日の両日実施する計画で、市体育指導員が中心となり走者となる中学生の練習や中継地での準備を進めており、8月11日には国体選手、競技団体、ボランティア等関係者が一堂に会して国体啓発イベント「国体よろしくフェスティバル」を開催することとしております。

また、競技のオープニングプログラムとして小学校のマーチングバンドやスギッチダンスチーム、郷土のダンスチームや舞踊団体に依頼し、大会に華を添えていただくこととしておりますし、婦人団体の方々から選手へのプレゼントの製作もしていただいております。併せて、一層の国体気運の醸成を図るため、市内全小中高生に大仙市オリジナルの国体開催記念バッチを配布することとしております。

このように多くの市民の協力のもとで準備を進めておりますが、現在調整を急いでおります大会スタッフには、高校生を含め企業・団体等650名の方々からボランティア登録をいただいております。多くの市民の方々に参加いただくようさらなるPRと啓発に努めてまいりますので、議員各位のご指導もよろしくお願い申し上げます。

質問の第9点は、首相の靖国神社参拝についてであります。

靖国神社に関しては、宗教的な立場、あるいは政治・外交上の立場などから様々な意見があることを承知しております。また、先の対戦では多くの国民が兵士として国に殉じたことも、また然りであります。

私は行政機関の長としてこの大仙市の舵取り役を務めさせていただいており、大仙市民においても様々な立場からこの問題をとらえていることに鑑み、行政の立場から、さらには地方自治体の長として首相の参拝について意見を述べることは差し控えるべきものと考えております。

しかしながら戦争の犠牲になられた皆様に慰霊の誠を込めて、毎年大仙市戦没者追悼式を執り行い遺族対策を実施していること、議会発議をもって世界唯一の核被爆国として核兵器の廃絶を内外に訴えた非核平和都市宣言を行っていること、また、これに併せた非核平和映画会や今年度新たに平和レポーター派遣事業を実施することなどによって戦争の悲惨さや平和の尊さを、戦争戦時体験者、体験のない世代、次の時代を担う青少年まで広く市民に対して引き続き訴えてまいりたいと思っております。

質問の10点目は、子育て税の導入についてであります。

市が実施しております子育て支援事業の主なものについては、保健部門では妊婦健診に対する無料受診券の交付や出産前後小児保健指導事業、医療分野では乳幼児福祉医療給付事業、福祉部門ではすこやか子育て手当支給事業や父子手当の支給、教育部門では学校生活支援事業など県内でも最も高いレベルで実施していると考えております。

現在県が考えております「子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョン」の中の事業は、一部を除き大部分は大仙市が既に実施いたしております。

これらを含め、子育て支援と教育の充実を全県的に広げるにあたっては、県内市町村の意見や県民の意向が十分反映されているということが基本的な条件であるものと認識しております。

9月県議会定例会で条例案の上程は見送りしたようではありますが、このことは議論がまだ詰まっていないとの判断であったのではないかと考えております。したがって、現段階で税そのものの是非については言及を差し控えたいと存じます。

以上で私の答弁を終わります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。柴田建設部長。

○建設部長（柴田勝三君） 大山議員の質問の第3点、市道の見直しと道路改良についてお答え申し上げます。

1級及び2級幹線市道の見直しにつきましては、県の指導により概ね20年サイクルで行っております。現在の幹線道路は平成10年度に選定されたものでございます。

県においては、その後市町村合併等による環境の変化や幹線市町村道見直し意向調査の結果を踏まえ、本年度中に見直しを行うことになりました。

本市においても国道13号大曲バイパスの4車線化事業及び秋田自動車道と大曲市街地を結ぶ大曲西道路の完成や市町村合併等による幹線道路の認識が大きく変化している状況を考慮し、通勤・通学・通院等の市民生活に密着した幹線道路や各総合支所の公共施設・観光施設等を結ぶ地域間交流を図る幹線道路の選定に向けて見直し作業を行っております。本年度中に完了する予定でございます。

なお、選定後につきましては、各総合支所の実情を勘案し、重要な路線から補助事業等を活用し、年次計画で改良整備を行ってまいります。

また、ご指摘のありました（仮称）谷地添線につきましても仙北地域と大曲市街地の国道13号及び大曲西道路を結ぶ極めて重要路線と認識しております。地元関係者のご

理解とご協力を得ながら早期に改良整備したいと考えております。

なお、本年度は幅員の狭い部分の大曲地域について測量設計作業終了後、用地交渉を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 次に答弁を求めます。藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） 質問の第4点は、ほ場整備事業の完成後に生じる問題点であります。

横堀地区ほ場整備事業に係る登記処理につきましては、本地区は県営担い手育成基盤整備事業により506haを整備し、平成16年度に工事が完了した地区であり、登記処理につきましては平成17年度に県の委託によりまして市が事業主体となり実施しているものであります。当初、平成18年3月の完了を目標に事務処理を進めておりましたが、隣接箇所の筆界未定や分筆の必要が発生しまして、その処理に要する書類等の準備に時間を要したことから予定どおり進捗しなかったものであります。

登記作業につきましては書類を整え、昨年12月に関係法務局へ提出し、早急に処理をしてくださるようお願いをしているところでございます。

なお、県の所管課であります農地整備課によりますと、本年12月に完成する予定とのことですので、関係農家にはご説明申し上げておりますが、今しばらくお待ちくださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 質問の第5点は、公共施設の見直しと処分についてであります。

市が保有する公共施設につきましては、平成19年4月現在で小中学校及び幼稚園を含めた総数が620施設であり、その維持管理費に要する市税などの一般財源が平成19年度当初予算では約20億円となっております。

市ではこうした状況を踏まえまして公共施設の見直しを早期に実施する方針であります。そのため全施設についてその設置目的や利用実態、管理実態、配置状況などに関する調査を実施するとともに、その結果をもとに11月を目途に統廃合や譲渡、売却及び解体等の計画を策定する方針であります。

なお、ご指摘の未利用施設につきましては、合併後も一部につきまして順次解体して

きておりまして、平成17年度は西仙北地域の旧土川児童館、中仙地域の旧大神成児童館、旧鶯野保育所、南外地域の夏桑分校を解体しております。また、平成18年度には南外民俗資料館、中仙地区の簡易水道施設を解体しております。今年度は旧中仙公民館鑑見内分館の解体を予定しているところであります。今後につきましても所管課や総合支所等とも協議の上、計画的に処分に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、かねてからご指摘のありました各総合支所の空きスペースの活用方法につきましては、今まで市が事務室などに直接使用する方法や市民に開放して市民が活用する方法、及び公共団体や公共的団体に使用させる方法などを中心に検討を実施してまいりましたが、昨年の地方自治法改正によりまして平成19年4月1日からは、庁舎の一部について民間への貸与も可能となりましたので、民間事業所等への賃貸借も選択肢の1つといたしまして、引き続き有効利用につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 次に、相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） 次に、大曲地域の青少年ホーム、産業展示館及び婦人の家の3施設についてでございますけれども、それぞれの設置目的を持って国・県の補助事業として建設されたものでございます。

青少年ホームは働く青少年の健全育成を目的に、「憩いの場」あるいは「仲間づくりの場」として多くの若者から利用され、地域のリーダーとなる人材を輩出してまいりました。

また、青少年ホームは大曲公民館の機能を兼ねておりまして、地域の公民館活動の拠点として花いっぱい運動の推進や「大曲高齢者大学」等の開講をはじめ、全市の「市民短歌大会」「市民俳句大会」「市民席書大会」等を開催するとともに、「自然環境保護団体」「まちづくり団体」等の各種団体の育成と事業も行っております。

この施設を利用いただいておりますサークル・団体は24団体、年間約7,000人の利用となっております。

それから女性センターでございますけれども、主にご婦人の各種サークルや講座などの活動の場として利用されております。その利用延べ人数も年間8,300人ほどとなっております。

さらに産業展示館につきましては、産業展示施設としての用途以外にも国との協議に

よりまして多目的利用の承認をいただいておりますので、サークル活動や作品展示などを通じ施設の有効利用に努めているところでございます。ちなみに年間の来客者は8,000人ほどでございます。

この3館は隣接しているという立地条件を生かしまして、相互の施設の機能を連携しながら合理的に運営しているところでございます。

また、人員の配置につきましては、3館を1人の館長が兼務し、4名の職員で事務事業の調整と連携を図りながら効率的な運営に努めておりますし、今後とも地域市民活動の拠点エリアとして一体的に管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 20番、再質問ありませんか。はい、20番。

○20番（大山利吉君） 大変前向きなご答弁いただきまして、これ以上質問するのは心苦しいわけではありますが、1、2点ちょっと再質問させていただきます。

全県の育成会の大会、大変日曜日のところご苦労さんでございますけれども、何とか大会を盛り上げる意味におきましてもですね、今、国体のマスコット、スギッチのぬいぐるみ等々とかですね、あるいは物産品の販売のテントを並べて販売するとか、そういう点にもひとつ演出等なんかを併せてよろしくお願ひしたいと思います。

それから市道の見直し、これも大変部長の方から本当に何と申しますか有り難いご答弁いただきまして、住民共々喜ぶと思ひます。これはなぜかと申しますと、仙北地域の沼田という地域、皆さんご存知でしょうか。時速30kmでございます。大変狭い地域でございますが、あそこ冬期間になりますと車の交差が大変でございます。また、ご案内のとおり須和町のJRのアンダー、あそこは冬期間になりますと車の渋滞はもちろんでありますが、あの坂のために上り下りが大変車のトラブルが生じております。なぜ申し上げたいかと申しますと、国・県・市の出先があるのは社会保険事務所がただ1軒向こうにあるだけなんです。あとはほとんどが須和町から南寄りの方なんです。南寄りということは、現在あの道路が改良されていないために今、沼田、丸子町、須和町と通ってこちら須和町の南側の方にみんな役所なり、そして市内4校もすべて須和町から南の方にあるわけでございます。そういう観点から申し上げまして、その市道が改良されることによって大変沼田、須和町、丸子町の交通量も緩和されまして、すこぶる便利になるものではないかなと思ひまして、大変今部長の方から前向きなご答弁をいただきまして本当にありがとうございました。よろしくお願ひをしたいと思います。

また、ほ場整備、農林商工部長ですが、縷々その手続き等あると思いますので、これも引き続き強く要請していただきたいと思いますと同時に、これからほ場整備が進むことによってどんどん新しい道路ができてきます。現在も私の方で道路できておりますが、そこにはなかなか道路標識なる信号等々は設置されておられません。先般も何人かの方に接触事故が生じたということがありましたんですが、私も現場を見ました。すると、道路標識はある。道路の上を書いてあるんですよ。「止まれ」とか「十字路」とか。あれは冬期間とか夜間はほとんど見えない状態でございますので、公安委員会にまず頼らずに、警戒標識というのは自治体なりその部落なり個人でも立ててもいいはずと伺っております。どうか道路管理者でございます当局も何とかこれからほ場整備によって新しくできる道路に、ひとつ警戒標識等をまず初めとして設置していただければ大変有り難いと、こういうふうに思っております。

また、公共施設等の見直し、ご答弁いただきました。これは我が仙北地域では給食センターが使われておりません。あのとおり空です。それから仙北中学校の合宿所、この前たぶん教育長さん見に行ってくれたと思うんですが、これも5、6年使用されておられません。そのほかにもいっぱいあると思います。私は大変これ質問にはふさわしくないかなと思うんですが、まず最初に鉄骨の使われていない部分を今解体をした方がいいと思うんです。ということは今、鉄が高いんです。あちこちで泥棒が起きているくらい高いんです。これが北京オリンピック終わっちゃうと、もう鉄はただの鉄なんです。だから市長ですね、財政苦しいことわかるけれども、私も専門業者に聞いたんですが、今鉄骨の部分を解体すると通常よりも30%安でできるそうなんです。どうかひとつ今年度ですね、その決断をひとつ併せてお願いをしたいと存じます。

あと美術館の建設、本当に市長、前向きな、前々から市長は芸術・文化に関心高い方と伺っております、あえてこの質問をさせていただきましたが、本当に前向きなご答弁いただきましてありがとうございます。

あと入札制度、3月の市長の答弁を、市政報告並びにご答弁を伺っているときに、いやこれかと思って今日は縷々再質問を用意してきたつもりでございましたが、市長の今先程私に対する大沢郷簡易水道の発注の仕方をお聞きしまして、あとこれ以上は質問することはありません。どうかひとつその方向で進めていただきますことを切にお願いを申し上げます。

あとわかすぎ国体の取り組み、細かくありがとうございました。これは小中高と申し

ますが、一般市民の応援体制ですね。例えば仙北球場、あそこで行われる場合に、ガラんとした県外の選手が戦っているのに応援者が1人もいないというのは、何かこれ来てもらっても申し訳ないなど。小中高は含めてですが、一般市民にですね応援に来てくれたら柵の湯の入浴券半額出しますよとかですね、そういうようなひとつアイデアをですね出していただければ一般市民の方々も、ましてや開会式ですか、市営球場でおやりになると思います。そのときはやっぱり担当担当いっぱい当日はスタッフそろわなきゃ市役所職員も派遣されると思いますが、どうぞ1,400人いる市役所職員でございますから、3分の1程度は開式の方に足を運んでですね盛り上げていただきたい、あるいはこちらで民泊はあるかどうかわかりませんが、昨年、兵庫国体を見ましたら、その民泊に泊まったその民泊の家の人ばかりじゃなくて、民泊のある町内こぞって100人近くが横断幕下げて秋田県のハンドボール、いわゆる大農のOGの方々を応援してくれまして、私は本当に感激をいたしました。どうぞひとつそのようなご配慮、あるいはできることあると思うんで、そこら辺のご検討をお願いしながら、もしお答えできるならば今私再質問で申し上げた点、もう一つずつひとつご答弁お願いしたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を願います。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 再質問というか強化する意味でお答え申し上げたいと思います。

議員から幾つかやっぱりまだまだ改善点があるのでないかと、工夫する余地があるのではないかという再質問であろうと思います。特にこの国体の関係につきましては、まだまだいろんな市民の皆さんからアイデアとか、組織は大体できてきていますので、どう動くか、動かせるかということが大きな課題になりますので、市民の皆さん、あるいは接客を業としている皆さんでしょうか、そういう方たちの様々なやっぱり考えというのを今一度いろいろ研究をしながら、選手あるいは関係の皆さんが盛り上がって競技ができる、あるいは市民がこぞって応援に行って楽しめる、そういう環境を是非つくってみたいと思っております。

それから、大山議員からのご指摘の今の鉄骨の問題でありますけれども、この問題もある施設、鉄骨ごと売れそうなところもございました。解体しないでそちらの方で処分してくれると。これは鉄骨がかなり使ってある施設ですけれども、そういうことも実際にあるようでありますので、いろいろ検討してみたいと思います。

今、総務部長から全体の説明をさせていただきましたけれども、合併前からそれぞれの自治体、相当やっぱり財政状況が厳しいということで、使わなくなった施設、処分

できないままきているものがたくさんあります。それをまず全体計画を立てて、まず順序としてはやっぱり危ないもの、そしてその土地を借りているもの、これはやっぱり地主さんに更地で返さなきゃいけないところがありますので、そういう全体を含めて何とか解体できるものは解体するという中で、今言われました少しでも価値、鉄骨等価値のありそうなものがあるとすれば危険も含めて優先していかなきゃならないと、こういうふうに思っております。

それから、建設部長から答弁させましたけれども、今、県との関係で10年毎に幹線道路の見直しが今入っております。これが大変大事な機会であると思っておりますので、ご指摘のその谷地添線なんかもそうだと思います。少し時代が変わりますと、今までは普通の市道、町道というような感じのものが一気に幹線的な役割をする道路に変わるということもございますので、こうした状況を全体的にとらえながら県との関係で大仙市としての幹線的な道路、これは道路政策につながるわけでありますので、きちりやっておきたいなと思っておりますのでよろしくご指導お願い申し上げたいと思っております。

このぐらいでよろしいでしょうか。

○議長（橋本五郎君） 20番、再々質問。はい、20番。

○20番（大山利吉君） 最後にお願ひでございますけれども、これは総務部長さんになるんでしょうかな。19番、20番、28番、27番、ここら辺に居ますと質問の残り時間の時計が見えないんです。私あとこっからそっち座ったことありませんけども、何とか部長、財政厳しいことは大変わかりますけれども、そこら辺のご配慮も、あその時計見れば自分喋った時間始まりわかるべと言ったって、それはそういう理論だなと思っておりますけども、せっかくここに設置しているのがそうすればこっち見えなくていいということかというところじゃないんです。そこら辺のご配慮。答弁ありません。よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本五郎君） 答弁。総務部長。

○総務部長（老松博行君） 発言残時間の表示器につきましては、ご承知のとおり平成18年2月、17年度末に旧大曲のこの議場にはなかったものですから旧協和町さんの議場から移設したものでございましたけれども、議員ご指摘のとおり角度的に見えないというようなことでご不自由おかけしておるかと思っております。お詫び申し上げたいと思っております。何とか次期定例会まで、もう1つ同じものを増やすという方向と、それから旧西仙北町の議場に2つ表示器があるということをお伺いしておりますので、どちらか

の方法で、何とか次期定例会には2つセットするということで頑張っていきたいと思
います。よろしく願いいたします。

○議長（橋本五郎君） これにて20番大山利吉君の質問を終わります。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午前11時42分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。6番杉沢千恵子君。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 公明党の杉沢千恵子でございます。

わか杉国体を迎えまして、皆様には日々対応にお忙しいことと存じます。当会場担当
の方々には何かとご苦勞をおかけいたしますが、私自身もボランティアの一員として裏
方に徹しますので、一緒にまごころで対応し、県内外の方々に喜んでいただけますよう
共々に頑張りましょう。

はじめに、限界集落に関し2点ほど質問させていただきます。

「限界集落」という言葉は平成3年に当時の高知大学教授大野氏によって概念化され、
集落を年齢構成により「存続集落」「準限界集落」「限界集落」「消滅集落」の4つに
区分したことにより生まれました。このうち限界集落は65歳以上の人口比率が50%
を超える集落のことを言い、過疎化や高齢化の進展、市町村合併の進行による地域間格
差の拡大などによりまして全国的に急速にその数が増えていると言われ、農作業や冠婚
葬祭などコミュニティとしての機能が維持できずに、やがて消滅集落に移行すると予想
される集落のことを指します。

去る5月22日、秋田魁新聞では、県内の限界集落は145カ所、大仙市は16カ所
にのぼることが報じられております。過疎化や高齢化が進むとコミュニティとしての機
能が崩れ始め、最終的には集落の存続に関わる問題に行き着くことは明らかで、今後の
まちづくりを進めていく上での大きな課題になることは間違いないと思います。

平成9年に出版されました「秋田・消えた村の記録」は、著者の佐藤晃之輔氏が約
10年にわたる取材に基づき、秋田県内の消滅した集落について書き綴ったものですが、
それによりますと大仙市内では協和七袋、古種沢、中村、南外夏見沢、上赤坂、細川の
6カ所が、同じく平成17年の「消えた開拓村」の記録では西仙北土川の田の沢集落が

紹介されております。

さて、これら限界集落や消滅集落の現状はどうでしょうか。3つほどご紹介をさせていただきたいと存じます。

私は一昨年、この消えた田の沢集落の近くの集落を訪問いたしました。この集落は、僅か5所帯の集落です。実質4所帯で、夏場に東京から1所帯が常駐するという事です。生活水は沢水で食料は車で買いだめをしてきたり、息子さん達から週1回か月2回のまとめ買いをしてもらい生活しており、冬になると西仙北や協和に仮住まいを余儀なくされているとのことでした。私が訪れたときは集落の会長の具合が悪く、まさに病院に運ばれるそのところに遭いました。過疎の厳しい現実を目の当たりにしたような思いでした。一昨日訪問しましたら、会長さんは今年3月に亡くなったということでした。

また、今年5月に集落の衰退、消滅事例として山形県白鷹町大瀬平田地区と米沢市関沢綱木地区を東北大学大学院農学研究科の方の案内により視察してまいりました。

平田集落は戦後26戸220人が住んでいたそうですが、今は誰も住む人がいません。かつては隣村61戸と一体的交流をして集落の運営をしておりましたが、社会経済の変化に伴い出稼ぎが盛んになったほか、道路改修が進み、大きな町や市に行く利便性が向上したことが離村の始まりであったと言います。平成9年にはすべての住人がいなくなり、現在は2人の方が夏場に通勤農業をしているということです。この方に偶然お話を聞くことができました。離村の理由を「息子夫婦が山形市に職場があり、家も新築し、一緒に住むように言われた。孫たちの教育を考えると山形市が将来的に有利だ。残っていても所得を得る場がない。」と語ってくれました。近くの公民館を見ると屋根は壊れ、窓ガラスは割れていて、中を覗くと玄関には1足のスリッパがそろえてあり、昨日まで使っていたかのような状態でした。消滅した集落は、まるで時間が止まっているかのような錯覚に陥るほど寂れていました。

もう1つは米沢市の綱木集落です。ここは上杉藩の関所であったところであり、会津街道の重要な宿場町として栄えた町です。天保年間の記録では59戸269人、昭和39年頃には50から60戸、370人ほどが住んでいたそうです。農業ができない地域で木材生産と炭焼きが集落の家計を支える産業でしたが、奥羽本線の開通後、宿場町の機能は失われ、その後の大火や豪雪で教育や働く場が充実している米沢市に移る人が多く、今では6軒を残すのみとなっております。集落にある小学校は既に廃校になり、

モルタルの壁が壊れ、さびれた窓枠が時の流れを残しておりました。下足箱にズックやスリッパが残されており、生徒の帰ってしまった後の放課後のようにひっそり静まり返っているだけでした。

視察を終えて感じたことは、多くの住民にとって長年住み慣れた集落を離れることは、特に高齢者にとっては思い出の染みついた故郷を離れることであり、身を削るような思いがあったに違いないと思えました。そして、集落を離れても体の続く限り通勤農業や季節限定の居住、一時帰郷などは見られるものの現実はそれも長続きせず、いずれはその集落は消滅の方向に向かってまいります。さらに新聞発表にあったように、それが全国の津々浦々で例外なく、しかも確実に始まっており、この問題はまさに「今そこにある危機」であるということです。人がいなくなれば集落は寂れ、残った施設や建物も危険な建造物に姿を変えていきます。そのときになってから考えるのでは遅いと思えます。今からこの問題を正面から見つめ、考え、行政として何をなすべきかを考えておかなければならないのではないのでしょうか。そこで質問いたしますが、この限界集落の問題に対し、市長はどのようにお考えでしょうか。その基本的な立場と見解をお聞きしたいと存じます。

また、大仙市に16カ所あるという限界集落に対して、具体的な方策をお考えでしょうか。これら限界集落とされている集落の現状も含め、お答えをいただきたいと存じます。

次に、バイオマス事業について質問をさせていただきます。

最近、地球温暖化対策の具体的な取り組みの一方策として世界的に、しかも急速にバイオマスエネルギーの利用が進んでおります。今年1月16日、住宅の解体などから生まれる建築廃木材からバイオエタノールを製造するプラント「バイオエタノールジャパン・関西」が大阪府堺市にオープンいたしました。この施設は、国産バイオエタノールの製造拠点となるもので、年間4ないし5tの廃木材から1,400klのバイオエタノールを精製製造しようとするものです。バイオエタノールは、サトウキビなどの生物資源に含まれる糖分やでんぷんから作るアルコールの一種で、自動車用燃料としてガソリンに混ぜたりガソリンの代替として利用できるもので、燃焼により発生する二酸化炭素を相殺し、大気中で増加させないカーボンニュートラルな燃料であることから、自動車から排出される二酸化炭素による地球温暖化を抑制することができるとして今最も注目されているものであります。日本は京都議定書の目標達成計画に基づき、2010

年までに自動車に使われる燃料のうち、原油に換算してドラム缶250万本に当たる50万klをバイオ燃料に置き換えるとしておりますが、その主力としてバイオエタノールが位置づけられることとなります。バイオエタノールジャパン・関西は、難しいとされてきた木や草からエタノールを抽出することの量産化を微生物を使うことで実現させました。廃木材の発生は実に年間500万t、また現在ほとんど利用されていない間伐材など林地に残されている材木は年間400万tにもものぼると言われております。ガソリンに代わる燃料が自国内で調達できれば輸入の必要もなく、価格も海外のエネルギー市場に左右される心配もなく、その意味でバイオマスエネルギーの利活用は国レベルでは安全保障のカードを1枚持つことになると思います。

公明党はこのバイオマスの利用について日本の国土の3分の2を占める森林資源の活用を重要政策の一つに挙げております。まさに緑の油田とも言うべき森林を持続可能な資源として大いに活用すべきだと私は思います。

ところで、去る5月30日、東京で東京大学大学院農学生命科学研究科のグループで構成する「イネイネ・日本」プロジェクトによる「イネを中心としたバイオエタノール化による持続的社会の構築」と題するシンポジウムが開催されました。その翌日、このシンポジウムで講演された奥州市総合政策部地域エネルギー推進室長の菅原浩氏から直接お話をお伺い、勉強する機会を得ました。奥州市は米のエタノール化に関する取り組みをしております。合併前の胆沢町が平成15年度から始めたもので、合併後もその流れを継続したものと伺っております。個体発酵実証試験装置を有し、世界唯一の技術を持つ東京農業大学とのタイアップが奥州市の自信につながったようでございます。

では、当市の場合はどうかと、当市は言うまでもなく稲作を中心とした農業地帯であります。作付けしていない水田を使うことでバイオマス事業を考えることができないでしょうか。大仙市四ツ屋の東北農業研究センターでは、バイオエタノールの原料として平成17年に「べこあおば」を開発しております。農水省の拠点地で研究が進められていることは、バイオ米としてこの地が適しているからだと考えられます。農家の方々からアンケートを取り、声を聞いてみることも大事なのではないかと思います。

また、県内では横手市もバイオマスタウンの形成に向けてスタートしたと伺っており、今後、バイオマス事業に関する動きはますます活発になってくるのではないかと考えられます。最近、当市でもバイオマス利用に関する様々な動きがあると耳にしておりますが、このバイオマス事業に関し市長はどのようなお考えをお持ちなのかご所見をお伺い

いたします。

次に、学校図書館の図書整備についてお伺いいたします。

心の栄養、そしてその人を形成するエキスでもある本、時には未来にはばたくためのエネルギーとなり、時には心の病を癒し、心を律し、感情を豊かにしてくれます。たった1冊の本との出会いで人生を切り拓いた人、目にした本で死を思いとどまった人もたくさんおります。本を読む習慣がなければ、あるいは身につけていなければ、人はなかなか形成されません。今、社会は病んでいます。親が子を、さらには子が親を殺す。友人を、見知らぬ人を考えることもせず自分の心にブレーキの跡さえ残さず殺してしまうという、まさに末期的とも言えるような重大事件が多発しております。バーチャルな時代と言われて久しい今、活字に触れる機会が圧倒的に減り、ボタン1つ押せば人間が生き返り、クリアボタンを押せば最初からやり直せるゲームなどの氾濫により、仮想の世界と現実の社会との距離がなくなり、区別がつきにくくなったことがこのような現状を生んだ一つの要因だとも言われております。

私はバーチャルなものを否定するものではありません。むしろ科学、医療、文化など様々な分野において目覚ましい成果を上げており、その意味では必要なものと認識を持っております。ただ反面、人間そのものに及ぼした、あるいは今後及ぼす影響を考えると、実社会との区別を明確にする教育や社会の仕組みが足りないのではないかと考えております。私は、殴れば痛いとか、切れば血が出るとか、命は取り戻せないなどといった生身の人間とバーチャルなものとの違いを実際の人間関係の中で自然に身につけることができる社会の仕組みを構築することと並行して、今こそ本の持つすばらしい力に着目し考えることのできる人間、感情豊かな人間を育てるため、赤ちゃんや子供のうちから本に触れさせていかなければならないと考えている一人であります。

公明党は子供の活字離れが問題となる中、子供がより読書に親しむ環境をつくるため、子供の読書活動の推進に関する法律の制定を推し進め、平成13年12月に成立させました。この法律によって学校図書館の充実を含む子供の読書環境の整備について、国や地方の責務として初めて明文化されました。この同法の施行を受け、文科省は平成14年度から平成18年度までの5年間、学校図書館整備のために毎年130億円、総額650億円を地方交付税で措置してきております。そしてこの措置の終了を受け、今年度から新たに学校図書館図書整備計画として、5年間で1,000億円、毎年度200億円の地方財政措置を実施することが決定されております。これは1,000億円のう

ち400億円は学校図書館の蔵書の増のための経費に、600億円は古い本を更新するための経費に充て、学校図書館図書標準の達成を目指すものであります。申し上げるまでもなく地方交付税で措置された経費の用途は制限されませんから、自動的に図書の購入費として使われるわけではなく、どう使うかは各自治体の裁量に委ねられますので、他の予算に流用されることもあろうかと思えます。6月13日のNHKのニュース番組でも取り上げられ、実際には全額が図書の整備に充てられていない実態とともに逼迫する財政事情により予算が振り向けることが困難となっている自治体のジレンマが紹介されたところであります。

そこで、子供読書運動には格別のご配慮をいただいております当局にお伺いするのは大変失礼かと思えますが、前段で申し上げましたように現在の社会環境に待たなしの危機感を抱いている者の一人として2点ほど質問をさせていただきますので、ご容赦をお願いいたします。

まず1点目ですが、朝読み運動はほとんどの学校が実施していると以前一般質問させていただいた際にお答えをいただいておりますが、継続は力なりと申します。現在の推進状況についてお知らせいただきたいと思えます。

次に2点目として、学校図書館の図書の整備状況についてお伺いいたします。当局は今年から始まった国の措置に対し、いわゆる5年間のこの措置に対し、どのように対応していくおつもりなのか、その方針について、この上に立った上です。5年間のこのお金をということに対しまして、1つは現在の図書標準の達成学校数の割合、そこから見えてくるものがあると思えます。決算ベースで当市の過去3年間の図書の購入額と地方交付税額、このことに関しても今後どのようなようになさるのか。さらには購入する本や更新する本の決定方法と併せてお聞かせ願えればと存じます。

最後に、子育て支援に関し私の提言をさせていただきたいと存じます。

私は、子供の幸せや子育ての安心が確保されている社会こそやさしい社会であると考えております。しかしながら子育てにまつわる様々な負担が子供を産み育てることを躊躇させている現実がそこにあります。過剰な負担感を生み出す理由の1つに、子育ての心理的・肉体的負担が挙げられます。若い世代は社会を支えるために頑張っておりますが、残念ながら子育てに関する社会のサポート体制が追いついていないため、そのストレスが子供の虐待やネグレクト、産後のうつ病などを引き起こし、子供の発達に大きな悪影響を与えているのです。子供はおかあさんのお腹の中にいるときから学習をしてい

ます。仲の良い夫婦の中で育つことが将来の社会を明るくすることにつながると私は考えております。先日、12人の若いおかあさんに今一番して欲しいことは何ですかと聞いてみました。すると、臨月に入ると食事の支度や掃除が思うようにできない。気分がすぐれないので夕方になると子供に八つ当たりしている自分が悲しい。帰って来た夫も子供を見て欲しいのに、夕飯ができていないと外で済ませるからとすぐに出て行ってしまふ。だから少しでも、1時間でもいいから子供を見て欲しい。その間に食事の準備ができる。買い物も大きなお腹を抱えて歩くのは大変なので買い物を代行して欲しい。胎教のためには良い本を読みたい。出産すると身体的には楽になるが、今度は赤ちゃんや家族のことでてんでこまいになる。働いていればなおさら。やっぱり掃除や洗濯、食事の支度など手助けが欲しいなどという声が返ってきました。これらの声に対しては、もしかすると若い女性のわがままではないかとの批判があるかもしれませんが、私は決してそうは思いません。働く女性が当たり前になってきている男女共同参画時代にあっては、子供を安心して産み育てるための切実な声として受け止め、社会的なニーズとしてとらえるべきではないかと思えます。そこで私は、仮称ではありますが「ハッピーマザー券」というものを考えてみました。産前産後の時期に女性のニーズに応えられるよう、例えば掃除、子供見守り、買い物代行、食事の支度などに使用できるハッピーマザー券をプレゼントしてはいかがでしょうか。こんなことでと笑われるかもしれませんが、妊産婦さんはこのような小さなことで救われるのです。当然クリアしなければならないことがあるでしょう。しかし、生まれる子供が幸せな気持ちで、そして生まれた子供が幸せに育つため、是非ご検討をお願いしたいと思います。

以上で通告による壇上での質問を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 6番杉沢千恵子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 杉沢千恵子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は限界集落についてであります。

はじめに、ご質問の限界集落とはご案内のとおり「過疎化などで人口の半数以上が65歳以上の高齢者となり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指す」と大野教授が提唱し、現在その概念が社会的に認識されております。人口減少による過疎化と急速な高齢化により、農作業や生活道路の完備などコミュニティとしての集落機能の維持や地域に育まれた独自の文化の保存、また、農山村の持つ地域自

然の管理等の維持が困難となる地域の発生は、広大な地域を有する本市にとっても大きな問題であり、集落の機能が低下しないよう集落・地域に対する対策の検討が必要であると考えております。

次に、新聞報道されました本市における16カ所の限界集落につきましては、17年国勢調査から限界集落の概念である65歳以上の人口が50%以上の調査区域を抽出した数字であります。調査地域は、町字別による地域を基本単位としており、対象区域内にある病院、療養所等に3カ月以上入院している方々も調査対象となるもので、我々が認識している一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された集落とは異なるものであることに留意が必要かと存じます。

ちなみに16カ所のうち9カ所は特別養護老人ホーム等の老人を対象にした入所施設を有する地域であり、4カ所は大曲地域の市街地等であります。残り3カ所が農山村地域であります。この集落についても集落の維持が困難な地域とはなっていないと考えております。

昨年6月、国土交通省が過疎地域に指定した地域を対象に実施したアンケートでは、全国で422の集落が10年以内に消滅する可能性があるとの結果が出ております。本市においては、集落の人員が1名から6名の極小集落が1カ所ありますが、これは河川改修工事に伴う集団移転中のものであり、市内569集落すべてについて調査時点では消滅の可能性がないとの調査結果が出ております。また、ご指摘のありました「秋田・消えた村の記録」などに紹介された7集落は、ダム工事や河川改修による集団移転や集落再編事業により集落が集団移転したもので、今提起されている限界集落から消滅集落へとたどる状況とは異なるものであります。

現在、本市でも世帯数が少なく、生活上問題を抱えている集落があることは承知しており、生活に支障をきたさないようそれぞれの問題に対応したいと存じます。また、国の中山間地直接支払制度や地域公共交通対策などに取り組むとともに、農山村の活力を生み出すため市内集落ごとの課題の抽出、既存建物を利用した定住化対策や生活環境の整備などの施策を検討する必要があると考えております。

また、国に対し、現在、過疎地域自立促進特別措置法が平成21年の終期となっていることから、この後も地域間格差を是正するため、引き続き過疎法の制定と地域指定が受けられるよう積極的に働きかけてまいりたいと存じます。

質問の第2点はバイオマス事業についてであります。

生物資源を利用したバイオエタノール等の利用につきましては、穀物、家畜排泄物、生ごみ、木くず、植物など再生可能な有機性資源、いわゆるバイオマスから作られるバイオエネルギーがガソリンや軽油の代替エネルギーとして注目されており、特に休耕田や間伐材などの有効活用の観点から関心が高まっております。

バイオエタノール生産に利用する米、大豆などの原料については、生産コストの削減、多収量生産の確立、販売価格、効率的な収集体制の整備などの課題に加え、製造コスト、利用方法にもまだ課題が多いようであります。

しかしながら、温暖化対策の究極の目標である大気中の温室効果ガスの温度を安定させることへの取り組みの一つとしてバイオマス事業が注目され、農林業の面においても循環型社会の形成を図るとともに水田の景観や機能維持を図りながら雇用機会の創出が期待されるなど、地域経済の活性化の推進に効果的な施策であると考えております。

今後は、議員の提言も含め、家庭から出る廃食用油などを利用するバイオディーゼルの導入を視野に入れながら、県が本年4月に発足しております「菜の花バイオエネルギーチーム」やJAなどと連携を図り、先進地の事例などを積極的に調査研究し、具体的な対応について検討してまいりたいと考えております。

質問の第3点、学校図書館の図書整備に関する質問につきましては教育長から、質問の第4点、（仮称）ハッピーマザー券に関する質問につきましては健康福祉部長からそれぞれ答弁させていただきます。

私からの答弁は以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 質問の第3点は、学校図書館の図書整備についてであります。

はじめに、子供読書運動の推進状況についてでございますが、大仙市における現在の進捗状況につきましては、4月23日の「子ども読書の日」前後には43校のすべての学校において読書活動を推進する集会活動や読み聞かせ等、様々な取り組みが実施されております。また、各校で公募しております図書ボランティアの方々の図書整理、検索、教科学習に必要な図書資料準備などを加えまして、さらには読み聞かせ等も盛んに行われているところであります。

文部科学省では平成12年度から読書を推進する活動において、特色あるすぐれた実践を行っている学校を表彰してまいっております。平成18年度、昨年は大仙市立大曲中学校がその取り組みのすばらしさを認められまして全国表彰を受けました34校中の

1校となっております。過去には花館小学校も受賞しておりますし、ほかにも県レベルでも峰吉川小学校や太田東小学校も推薦されるなど市内の学校の取り組みにはすばらしいものがございます。

また、学校図書館に関する調査において全校一斉読書活動も大仙市では小学校、中学校とも100%実施してございます。

以上のことから、児童生徒の読書意欲が着実に向上しているのではないかとこのうふうに喜んでいるところでございます。教育委員会では、児童生徒のための良質な図書環境を整えるためには、大人の読書活動も重要だと考えまして、本年4月に「大仙市職員が選ぶ図書100選」を実施しました。まずは市職員にも協力を願っているところでございます。この取り組みが児童生徒が下校後の家庭や地域社会に広がっていくことを期待しているところであります。

次に、学校図書館の図書の整備状況についてでございますが、国の「学校図書館図書整備計画」に係る地方財政措置に対する大仙市の対応につきましては、合併以降の予算は厳しい財政状況の中、国の地方交付税措置に準ずるよう努力していただいておりますが、今後もこの予算措置を継続していただき、すべての学校の図書標準達成を目指していきたいものだと考えております。

次に、現在の図書標準達成学校数の割合につきましては、本市の「学校図書館図書標準」の冊数達成状況は、75%から100%に到達している小学校が31校中24校、中学校12校中6校であります。交付税に準じて学校図書の充実等必要な施策への適正な予算措置の努力をしていただいているところでございます。また、市の全図書館では本年度から保育園、幼稚園、学校等に団体貸付を無料で行っております。さらに市民から不要になった図書の寄贈を募っているところであります。これらの取り組みが各校のまだ不足がちな図書環境を充実させ、読書活動や各教科等の調べ学習に役立つことを願っているところであります。

次に、決算ベースにおける過去3年間の図書購入額と地方交付税措置額につきましては、平成16年度が交付税1,051万8千円、平成17年度は1,033万7千円、平成18年度は1,051万4千円となっております。この交付税を概ね1学級当たりの算定基準どおりに図書購入費に充てていただいているところであります。

次に、図書の選定・決定方法につきましては、各学校ごとに教職員が児童生徒の図書委員会でのアンケート調査や図書ボランティアの方々の意見を参考にしながら選定して

おります。「すべてよき書物を読むことは、過去の最も優れた人々と会話をかわすようなものである」とのデカルトのことわざもございませぬ。また、今、言葉の力が大変重要視されております。今後一層の学校図書館の充実を目指すとともに、大仙市の読書活動の推進に努めてまいりたいと思ひます。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。深谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（深谷久和君） 質問の第4点は、（仮称）ハッピーマザー券についてであります。

男女共同参画社会が進んできているとはいえ、まだまだ育児をはじめとして女性が家庭内の役割を多く担っている現状でもあります。このような中で安心して子供を産み育てるためには、まず夫婦で子育てをしていけるようにとパパ・ママ教室の開催や男性の育児休暇取得の促進等を推進しているところでございませぬ。

また、妊娠や出産・育児等に不安を抱いている妊産婦に対しましては、助産師や保健師による個別相談、家庭訪問を実施しておりますし、出産後はあらかじめ交付いたしております出生連絡表を活用し、産婦や新生児に対する相談や家庭訪問指導を行っているところでございませぬ。

ご提言のハッピーマザー券につきましては、妊産婦に対するニーズの把握や対象範囲、利用機関、子育てサポート体制等について既存の制度の活用等も含め研究をさせていただきたいと存じます。

○議長（橋本五郎君） 6番、再質問ありませんか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） はじめに限界集落についてお伺いいたします。

市長はこの私が行ってきました田の沢集落にお入りになったことはございませぬでしょうか。現在、4世帯7人が生活しております。40代の夫婦と娘さん、あと80代の高齢者です。現実には水がなく、新聞も1日遅れ、携帯電話、パソコン、そういうものはつながりませぬ。今年は雪が少なかったこともありますが、水が不足しておりました。沢水ですが1日バケツ1杯が生活水、風呂は川の水を使っているという現状でした。40代の方はいずれ不便さが出てくると街に家があるのでそこに移ると。この80代の方々は、自分が見つかるときはここで死んでるよなというふうな、そういう状況でした。ですから、一概にこの限界集落とか消滅集落がこういう何ていうんですか教授のこういう区分に当てはめると外れている集落かもしれませんけれども、しかしまさにもう限界か

ら消滅へと行っているのではないかなと思いました。いわゆる現場に入ってこういう状況のところはまだほかにもたくさんあると考えられますので、この机上の区分ではない大仙市の隅々に至る集落、限界、こういう部落を私たちはやっぱり生活している人という一人の人間として見ていきたいと思いますので、今後できるだけ手を打っていただければ有り難いと思います。これは要望でございます。

それからバイオマスの事業についてですが、ここのところは農業地帯でもございますので、やっぱり農家の人ができること、水田を活用したこと、今、田んぼが大きくなっていますので機械自体も今買い換えなければいけないという状況に入っている方もたくさんいると伺っておりますので、改めて市としてこういう方向でいくというのが見えてくれば、いわゆる気持ちを引き締めてまたそれに向かって行けるのではないかなと思いますので、あえてここのところももう一步踏み込んで市の方向づけが見えてくればいいなという気がしますので、お答えいただければ有り難いと思います。

3つ目の図書館につきましてですが、概ねということですので、すごく頑張っているなど。他町村から比べても、私は本当にいい状況だなということは認めます。また、学校の先生方も本当によく頑張っていて、私は誇れる教職員がたくさんいるということもいつも誇りに思っております。そういう部分で本当にいいなと思いますけれども、やっぱり図書費に限らず国が教育のためにという自治体に出しているお金、例えば教材費なども含めまして、今後も使用目的限定という、それくらいの気持ちで財政支援をお願いしたいと思います。教育長も遠慮なくがっちりと財政課に掛け合って、取るものは取っていただくという、やっぱり子供たちが将来のここを担っていくことですので、それくらいの気構えでお願いしたいと思います。何だか私のはっばかけるのもちょっとおかしいんですけども、よろしく願いいたします。

あと、本当に小さいことで笑われるかもしれませんがって言ってハッピーマザー券の話しましたけれども、実際男性の方にはわからないかと思いますが、本当にこのちっちゃい今のこの部分がクリアすることによって、心が晴れることによって大きな問題につながらなくて、そこで切れる、断ち切れるということがたくさんあるんです、現状として、女性の場合には。その複雑な部分ですけども、是非実現に向けて頑張っていただければ有り難いと思います。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 杉沢議員の再質問にご答弁申し上げます。

限界集落の関係につきましては、ともしますと新聞、あるいはテレビ等で放映されま
すと非常にセンセーショナルな感じで放映されております。全体に秋田県のような人口
減少、総体的にも地域の人口がどんどん減っていく中で集落の維持が難しいところが出
てきているという認識は我々はしておりますし、その対策についても交通とか、あるい
は道路の問題であるとか、もう少し踏み込んで考えなさいというご指摘のようでありま
すので、この辺は研究させていただきたいと思います。

それから事例に挙げられた集落でありますけれども、私も20年以上前から何回も
行っております。かつては相当出稼ぎの方も頑張ってこの集落を維持していた歴史もあ
るようであります。現在そういう状況にあるということも承知しております、これは
西仙の支所の方で対応を今している、前からそういう相談を受けながらやってきてい
るつもりでありますので、もう一度本当に困っている問題あれば解決しなければならない
と思いますし、あるいはもう少し長い目でどうしたらいいかということも今までずっと
支所が対応しておりますので一緒に考えてみたいと思います。

それからバイオマスとの関係のこの市の方向ということでもありますけれども、確かに農
産物が一つの可能性としてバイオマスのビジョンになるわけでもありますけれども、少し
研究させていただきたいと思います。確かに、例えば四ツ屋の試験場で、これはバイオ
エタノールではなくて超多収米という研究が一定の成果を得て今初めて家畜の飼料とか
様々な対応と、そして今エネルギーというような方に向いていますけれども、果たして
これが本当に植えた場合の価格とかそういう流通の問題がある程度国の政策とはっきり
しなければ、我々が施策として進める場合は非常に危険な面が多いと思っております。
そういう意味でいろいろ調査、今研究するべき時期ではないかなというふうに思ってお
ります。ただ、いわゆるバイオディーゼル、廃油あるいはそういうものを利用してごみ
を減らすとかですね、環境を良くするとか、それが地球温暖化の防止につながっていく
という発想も、そのバイオディーゼルの関係については、我々も今研究すればできる分
野かなというように感じて今調査しているところであります。また、そういう関係の動
きも県内でもあるようでもありますので参考にしてみたいと、こういうふうに思っていま
す。

それから、本の件、図書の本でありますけれども、十分教育長以下図書館、そのため
に図書館課を独立させたわけでもありますので、教育委員会と十分市長部局、話し合いな

がいろいろやっているつもりであります。そういう意味で、まず職員も少し本を読んでもいいじゃないかという話がありまして、職員による100選なんてやってみましたけれども、結果どうなったかというのは後で調べてみたいと思います。

それからハッピーマザー券の関係ですけれども、これ確かに大変、一種のバウチャー制度であろうと思います。先行的に秋田市でちょっと前からやっていたけれども、いい制度だと、なかなかいいといってもやっぱり受け手側と、それからお世話する側にやはり様々課題もあるようであります。そういった問題も十分研究しなければならないというふうに思っています。このハッピーマザー券のこの答弁につきましては、いろいろ我々も研究させていただきました。今、健康福祉部長が答弁しておりますけれども、いろいろ保健センターの部長とか、あるいは男女共同参画室長とか、そういう方を入れて、どういうふうなまとめ方をしようかということで散々検討して、まずこういう答弁をさせていただいたところでありますので、これは一方的に男性が答弁したというふうには理解しないでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 6番、再々質問ありませんか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） 要望です。田の沢の人たちは、こちらから行って要望を聞くというよりも、住んでいる人たちが自分たちのこれだけの世帯のために何かやってもらうということは申し訳ないという、そういう気持ちでいるということを理解した上で対応をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） これにて6番杉沢千恵子君の質問を終わります。

続いて30番児玉裕一君。はい、30番。

○30番（児玉裕一君）【登壇】 私は大仙の会を代表して一般質問をいたします。

今朝から4人目ですので、大変皆さん方それぞれお疲れのことと思いますが、簡単に質問を終えたいと思いますので、よろしくご静聴願いたいと思います。

今、国では年金問題の件で大変揺れ動いております。私も一個人として大変心配していることではありますが、もう一度冷静に考えてみる必要があるのではないかと思われま。また、マスコミに左右されることなく、自分自身のことでもありますし、もう一度真剣に考えてみる必要があるものだと思います。

また、先程杉沢議員も話しておりましたけれども、この頃毎日のように新聞やテレビ

では親が子を、子が親をいとも簡単に殺す報道がなされております。実に残念でたまりません。当大仙市でも昨年このような事件がありました。今後はこのようなことがないことを祈りたいと思います。

それでは通告のとおり一般質問を行いたいと思いますので、市長はじめ当局の答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

最初に農業問題についてお伺ひいたします。

本年度の春作業は順調に進み、また、苗も大変よくでき、大きな心配もなく終了し、農家の方々もほっとしていることだと思ひます。今日この頃は青々とした田園風景がまぶしいくらいであります。

さて、本年度から始まった品目横断的経営安定対策のことについてお聞きいたします。

市長の市政報告にもあったとおり、4ha以上の認定農業者の経営体、そしてまた法人組織、さらには4haに満たない方々の集落営農体が市やJAの指導により概ね順調に進んでいるとの報告でありました。しかし、現場ではなかなか思うように進んでいないのが内容であります。特に集落営農組織の件であります。これに参加することによって農業者年金に加入されている方々、これまで認められていた贈与税の猶予が税務署の見解次第では白紙になり、過去にさかのぼって税金が取られるかもしれないということが新聞やマスコミで報道されております。これが参加を鈍らせる原因になっているようであります。市としては今後どのような指導をしていくのかお知らせください。

次に、先の経営安定対策と両輪を成す農地・水・環境保全向上対策のことについてであります。

本年4月から大仙市全体で122の組織がそれぞれの地域で活動が始まっております。4月・5月には水路のごみ揚げ、草刈り、そして施設の補修と手探り状態で仕事を実施されているようであります。また、これからは花の植栽や生態保全作業で活動が始まっているようであります。農家や周辺の非農家の方々も参加しながら、さらに忙しくなりそうです。また、花の植栽が終了した後の風景が今から楽しみであります。

さて、この事業は今年度より5カ年の事業でスタートしたわけではありますが、国が50%、県・市町村それぞれ25%ずつの補助金を出し合い、地域農村の環境の保全や向上が図られることによって荒れ地や放棄地をなくしましょうといった趣旨でスタートした事業であります。これまで何回となく一般質問の中にも出されましたが、なにせ事業が始まっていないことでよく理解できない点が多々ありました。市長の市政報告の中

にも順調に活動が始まっているとの報告でありましたが、この対策も現場では大変な苦勞をされていることだと思います。そして何よりも職員の方々はこの中に入って大仙市内を駆け回っておりますし、大変ご難儀をかけております。これから大仙市内全部を走り回るとすれば職員の数が足りないのではないかと心配されますが、市長は今後どのように考えているのかお知らせください。

次に、教育関係についてお尋ねしたいと思います。

本年4月より業務を開始している大曲南外給食センター「スマイルランチ」のことについてであります。新しい設備が整った給食センター、子供たちからは新しい強化磁器食器を使って、しかも温かい食事ができるといったことで大好評のようであります。さらには各学校に行つてからの盛りつけ方式ということもあり、子供たちの目からは新鮮さが強くなっているようであります。これまではかなりの食べ残しがあり、その処理が大変でありましたが、話を聞きますと、新しくなつてからはそれも少なくなったということで大変良かったと思つております。そして何よりも保護者の方々からも高い評価をいただいているとのことで、これまた嬉しい限りです。子供たちに食育を教える意味からしても最高の施設になっているのではないかと思います。

さて、このセンターで使用されている食材、材料であります。米は全量がJAと聞いておりますし、野菜も少しずつではありますが地場産を使用しているとのことであります。今後さらに地場産を増やす計画があるのかお知らせください。

また現在、市内の小中学校では子供たちに課外授業の一つとして稲の栽培に取り組んでおる学校が多々あります。稲と同様に農家の減反の土地を借りながら、子供たちが自分の手で作った野菜を給食に使用してみるといったアイデアも必要ではないかと思われませんが、今後市ではどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、秋田わか杉国体の件であります。この件については先程も話がありました。この秋に開催される秋田わか杉国体もあと100日余りとなりました。スタッフの方々には連日連夜大変ご難儀をかけております。本当にご苦勞様です。

しかしながら、何かひとつ盛り上がり欠けているような気がしてなりません。これは私ばかりでしょうか。県はもちろんのことですが、大仙市も市長はじめ市民一人一人がもう少しこの輪の中に溶け込んで、さらなる盛り上げが必要ではないかと思つています。この件に対して市長はどのように考えているのかお知らせください。

大変疲れていると思つて、ここら辺で壇上からの質問は終わらせたいと思つています。大

変更ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 30番児玉裕一君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 児玉裕一議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点目は農業問題についてであります。

はじめに、品目横断的経営安定対策につきましては、4月から対策の加入申請の受け付けが始まり、担い手に対して申請手続きの記入指導を行っているところであります。その担い手の一つであります集落営農組織に参加する納税猶予特例適用者の納税猶予の問題につきましては、原則として一部の農作業を委託しても農業経営を継続している場合は納税猶予は継続されるとのことではありますが、その詳細につきましては現在も明確な答えが出されておらず、農林水産省からは所管の税務署が最終の判断をするとされております。そのため市では大曲税務署に相談し、納税猶予が継続されるための指導をいただき、集落営農に参加する場合や納税猶予特例適用者の農作業を請け負う場合の留意点をまとめ、すべての納税猶予特例適用者と集落営農組織、農業法人に通知し注意するよう呼びかけたところであります。

また、市では今月から「農業なんでも相談会」や「ワンストップ窓口」を開設し、必要に応じて税理士にもご協力をいただくなど農業者の相談に対応してまいります。

なお先日、秋田農政事務所長と面談する機会があり、その際にもこの問題については国政レベルで税当局と農林水産庁、横の連絡を十分取っていただくようお願いしております。

今後も国・県に対しては品目横断的経営安定対策と納税猶予の関係の明確化について要望してまいりますし、納税猶予が継続するための適切な指導を行いながら新たな対策への加入促進を行ってまいりたいと考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策につきましては、本対策は本年度から5カ年の予定で農村環境の保全を地域ぐるみで行う事業であり、管内122組織がそれぞれの計画に基づき水路をはじめとする農業施設の補修などを共同で実施しているほか、今月に入り、非農業者を加えて景観作物の植栽など農村環境向上の活動も始まっており、各組織における活動は順調に推移していると報告をもらっております。

本対策が始まったことにより活動組織への指導や現地での確認など事務量の増加に対しては、総合支所を含んだ担当課内で従来の業務を含めて調整し、特定の職員に負担がかからないよう対応しているつもりであります。

なお、この件については、農政部、農林商工部から大丈夫、こういう体制でいけると
というような報告を前提にして組んでいるつもりであります。

質問の第2点、教育関係に関する質問につきましては教育次長から答弁させていただきます。

質問の3点目は、秋田わか杉国体についてであります。

国体推進につきましては、午前中に大山議員に申しあげましたように、現在、国体気
運の醸成も含めその準備を進めているところであり、市政報告でも申しあげましたとお
り、私自身実行委員長として本大会開催時に市民をあげて来場の方々をお迎えできるよ
う万全を期しているところであります。

盛り上がりを欠く要因としてPRや情報不足の指摘がありますが、本番に向け国体盛
り上げのための広報や装飾活動を進めており、5月末までに第1次の国体だよりの全戸
配布や看板・歓迎シール・歓迎のぼり旗の掲示を終え、8月・9月に開催予定の国体啓
発イベント「よろしくフェスティバル」や払田柵での採火式、神岡・太田でのデモスポ
行事や全市をまわる大会旗・炬火リレー等の大会イベントと平行して大会ポスターや歓
迎フラッグ、のぼり旗等の掲示やフラワーボックスの設置を行い、国体色を強めてまい
りたいと考えております。

また、国体旗リレーや歓迎セレモニー、競技観戦に多くの市民団体が参加した昭和
36年開催の「秋田まごころ国体」との比較から市民参加の機会が少ないことも要因と
して指摘いただいておりますが、市民参加につきましては大会運営に当たる市民スタッ
フとして高校生490名、20企業7団体109名、個人51名の計650名の方々か
らボランティア登録をいただいております、係員としてご協力をいただく体育指導員、交通
指導隊員180名、式典に協力をいただく中高生のプラカード、誘導員、吹奏楽部の
の方々を含め、今月末の委嘱に向けて作業を進めております。

また、会場地の中学校・高校及び花いっぱい運動活動団体にプランターや花壇へのサ
ルビアとコスモスの植え付けと栽培管理をお願いし、順次作業をしていただいております
し、婦人団体や個人の方々から選手・監督へスグッチマスコットや籐製スグッチ人形
をプレゼントしたいとの申し出があり、現在作成していただいております。

小中学校については国体期間中は休業となることから、全市のすべての児童生徒の
方々に1競技以上の観戦と応援をいただく予定でありますし、競技会場を飾る600本
の応援のぼり旗の作成もお願いしております。

また、12中学校を結ぶ大会旗・炬火リレーについては、体育指導員を中心に各地域の中学生走者の練習と中継地セレモニーの準備が始まっており、一般走者区間は国体選手や車椅子の障害者の方々からも参加していただく予定であり、私自身も走者の一人として盛り上げていきたいと考えております。

今後、会場周辺や主要道路の全市クリーンアップも計画しており、大会開催まで多くの市民からご協力をいただきながら盛り上げに努めてまいりたいと思いますので、議員各位のさらなるご指導をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。今井教育次長。

○教育次長（今井 聡君） 質問の第2点は教育関係についてであります。

はじめに給食センターについてであります。地場産の使用拡大につきましては平成18年3月に定められた国の食育推進基本計画では、給食センターでの使用割合を平成22年度までに30%以上とすることを目標としており、同じく秋田県の食育推進計画では平成19年度が32%、平成22年度が35%となっております。

当センターの地場産割合につきましては、平成16年度が28%、平成17年度が25%、平成18年度が30%となっており、僅かずつではありますが使用増加となっております。精米につきましては全量JA秋田おばこから提供をいただいております。

学校給食の食材として地域の産物を活用することは、旬の食材を利用できることにより食事内容を多様化でき、また、児童生徒と生産者との距離を近づけ、両者の顔が見えることにより地域の産業や文化に関心を持ったり感謝の気持ちや地域との触れ合いを実感したりするなど教育効果も期待できます。

このようなことから地場産野菜等の使用拡大につきましては重要な課題ととらえております。本学校給食総合センターは、毎日3,600食を調理する県内一の規模であり、その野菜等の使用量も多量で、その確保が課題になります。この4月からは提供可能な野菜の種類や収穫量、収穫時期等についてJAおばこの広域営農センターからお知らせいただき、旬の野菜を学校給食に取り入れ、より一層の地場産拡大に努めているところであります。

次に、食育についてであります。議員ご提言のとおり学校農園などで収穫した野菜を給食に使用するアイデアにつきましては、昨年7月に大曲西中学校から学校農園で収穫したピーマン、ナス、オクラなどを提供していただき、給食の食材として利用させ

ていただきました。このことは給食の献立表を通して大曲西中の生徒が作った野菜であることを他校にも紹介いたしました。

農作物の栽培体験を行い、収穫された野菜やお米などを給食に取り入れることにより、生産活動と日々の食事のつながりを実感させたり、自校での調理実習や行事食で使用したりするなど、自分たちが汗を流して作った野菜を食べることは食の教育そのものであり、教育委員会並びに学校給食総合センターとしても可能な限り協力してまいりたいと存じます。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 30番、再質問ありませんか。はい、30番。

○30番（児玉裕一君） 1つ目の品目横断経営安定対策についてですけれども、これに例えば4ha未満の方々が入ると入らないのではどれだけのメリットがあるのか、デメリットがあるのか、先程の答弁の中にはなかったわけですが、これ2番目の農地・水と違って、これはいつでも加入できる状況ですので、そこら辺がわからなければ農家の方々、確か入らなくてもある程度の補助金といいますかそれはあると市長この前話しておりましたけれども、そこら辺の違いをお知らせ願いたいと思います。

それから、農地・水・環境保全向上対策でありますけれども、確か始まる時は17年度の受け付けで終わりましたよと、今後一切新しく加入の道はありませんとあって、確か県でも国でも報道したわけですが、昨日、県の方々から8月10日まで再受付するというような話もありました。それは本当なのかそうでないのかそこら辺もひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから給食センター、これ大変我々も現場を見ましたし、あの作られた料理、本当に作った方々には大変ご苦労様ですし、おいしいと思えました。これやっぱりもう一つ、先程次長から話されたとおり、食材の関係でだんだん増えてきているとは云いますが、やっぱり農家の方々も減反もありますし、これだけの例えば今確かジャガイモとかニンジンとかゴボウなんか、キャベツなんかはそれぞれ農協を通じて出されているようですが、それ以外の野菜でもやっぱり子供たちに作ってもらったり、それから農家の方々も減反を利用しながらいろんなもの、例えばネギなんかも入っていると思いますけれども、そのほかのもの、そういうものを農家の人が作るだけではなくて、やっぱり子供たちもその現場へ行って見て、この野菜はこうしてできるんだよという、やっぱりそれも勉強の一つではないかと、こう思われますので、先程の話は大体わかりましたけれ

ども、今後さらにそのことを通じてもっと農家や学校の子供さん方にお知らせ願えれば有り難いなど、こう思います。といいますのは、今の農地・水・環境保全向上対策で私たちも子供たちに花の植栽を行っていただきました。当四ツ屋地区は老人クラブの方々からもお願いして植栽をしたわけですが、例えば老人クラブの方々はやっぱり自分の主観もありますし、こうやって欲しいと言ってもなかなか聞き入れてもらえないわけですが、子供たちやっぱり素直で、校長先生からこうだよと言われればそれはもう100%それに従ってやるというような形ですので、やっぱりそういう学習も必要ではないかなと、こう思いますので、どうかその辺りも考えていただきたい。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 児玉議員の再質問にお答えいたします。

この担い手との関係のところでありまして、おそらく米政策改革、いわゆる米の転作関係の問題との整理だと思っておりますので、農林部長からそのことをもう一度整理させて答弁させていただきます。

それから農地・水・環境向上対策につきまして、これも農林部長から答弁させますけれども、私まだ8月までという話、今日初めてお聞きしまして、その辺もし担当課あたりでそういう話が聞いているとすればお答えできるかと、私はまだ全然そういう話を聞いておりませんので、農林商工部長から整理して今答弁させます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） そうすれば児玉議員のご質問にお答えしたいと思います。

最初に品目横断的経営安定対策の担い手に加入した場合のメリット、特にメリットなんですけれども、これについては加入した場合と加入しない場合には一番大きな違いが出てくるのが米の下落時の対応でございます。それで、品目横断に加入した場合は5年間この部分が補償されるというふうな今までの稲特という形でありますけれども、これに加入しない場合は3年間が適応になりますけれども、1年ごとにその額が下がっていくというふうな形のデメリットがあるかと思っております。

それから2点目が産地づくり交付金の中で、この加入者に対する担い手特例という形でありまして、その部分、通常の転作部分は同じでありますけれども、担い手に関する部分が高くなっているというふうな違いがございます。

それから農地・水の関係につきましては、実はこの件につきましても私もあまり知りませんでした。それで、従来、加入促進は18年度いっぱい、これで打ち切りですと

ということで、これ以降できないかということで県の方にいろいろご相談申し上げましたけれども、今の段階ではないというふうに明確に話されておりました。それで、ただいま話されました国の話、今日の朝聞いたわけなんですけれども、これは現在、県の方に確認中でありましてけれども、県の方の代理となっております土地連の方でそういうふうな話があったということで聞いておりますけれども、現段階では明確な答えは出されておられません。これについては再度県の方に問い合わせいたしまして、後日ご説明したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。今井教育次長。

○教育次長（今井 聡君） 児玉議員の質問についてお答えします。

子供たちが体験活動で野菜、米などの作物を作ることは非常に良いことだと思っております。今、北神小学校で県南で初めての栄養教諭が置かれております。北神小学校では道路脇の、国道脇の畑のところで作物を作っております。そういうこと、子供たちが作って自分たちで食べる、それから自分たちが選択して食べる、こういうのは食育の基本となっておりますので、これからも北神小学校の研究の成果を生かしながら他校でもその成果を生かして頑張っていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 30番、再々質問ありませんか。

○30番（児玉裕一君） ありません。

○議長（橋本五郎君） これにて30番児玉裕一君の質問を終わります。

次に27番鎌田正君。27番。

○27番（鎌田 正君）【登壇】 本日最後の質問でございます。

質問というより市長に対しましての要望に対しての見解を伺うものでございます。

まず1つ目は、秋田県統合家畜市場建設についてでございます。

日頃、肉用牛振興事業につきましては、市当局からのご配慮を得まして潤沢に事業推進していることを関係者の一人といたしまして感謝を申し上げたいと存じます。おかげさまをもちましてBSE発生も関係機関の的確なご指導のもとで消費者の皆さんにも安全・安心な食品を求める風潮が受け入れられまして、おかげさまをもちまして子牛、枝肉両価格とも高値で安定推移しております。これまた本当に御礼を申し上げたいなど、こう思っています。また、私ども仙北畜産農業協同組合も60年の歴史を積み重ねた組合でございますけれども、今回、組織の強化と組合員の経営安定のためにJA秋田おぼ

ことの合併に向かって合併推進協議会を設立いたし、目的達成に現在鋭意努力を重ねておるところでございますので、今後とも市当局の今まで以上のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

特に昨今の農業情勢の中で私ども畜産は、農蓄連携の中で大きな柱の一つではなかろうかなと私ども関係者は自負しておるところでございます。それにまして私どもも畜産関係の課題、問題もたくさんあるわけでございますけれども、その一つといたしまして十数年以来の懸案事項でありました秋田県統合家畜市場建設もその一つでございます。特に栗林市長さんにも秋田県議会議員時代から私どもの要請を受けられまして、本当に汗を流していただき、本当にありがとうございます。しかしながらなかなか進展がなく今日に至っておるところでございます。

昨年の県議会の総括質疑の中で寺田知事より平成20年までの市場建設計画構想が出されました。本市の畜産振興はもとより、秋田県畜産振興のためにも特にただいま申し上げますJAおぼこ農協との合併推進協議会での強い要望であったわけですがけれども、この構想の早期実現を願うものでございます。統合市場建設地については、秋田県内の畜産農家はもちろんのことでございますけれども、購買者の皆さん、そしてまた私どもこの市場建設の構想そのものは全部把握しておらないわけですがけれども、消費者も含んだところの構想だと話を聞いておるわけですがけれども、私ども農家の皆さん、そして購買者の皆さん、消費者の皆さんも集まり、そしてまた家畜市場としての機能を発揮するためには高速交通体系の整った大仙市内の協和・西仙北地内を含んだところの県中央部への建設を願うものでございます。これにつきましては大仙市のみならず隣接の仙北市、あるいは美郷町の関係団体との連携を深め、県へ強く要望活動を進めていきたいと思っておりますので、市長の見解を求めるものでございます。

次に、大沢郷簡易水道工事の地元業者への分割発注でございますけれども、これは午前中の大山議員さんの質問に対しての答弁で前向きな答弁をいただきまして、私も非常に有り難いなと思っておるところでございますけれども、質問が重複するわけですがけれども、通告しておりますので一通り質問させていただきたいと思っております。

今定例会での補正額4億4,500万円ほどの工事費を計上していただきました。地元では早期着工、早期完成を非常に期待しておるところでございます。地域の経済の活力と雇用促進のため、地域住民の地元企業の発注を切にお願いするものでございます。先程の答弁では準備のでき次第発注とのことでございましたけれども、具体的にはどの

時期の頃発注できるのか、できればお知らせ願えれば有り難いと思います。

この点について、2点について市長の見解を伺うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（橋本五郎君） 27番鎌田正君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 鎌田正議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、秋田県統合家畜市場建設についてであります。

家畜市場の統合につきましては、県当局が平成18年9月定例会総括質疑において、広域由利・大曲・鹿角の家畜市場を統合新設することで、由利・仙北地域を中心に生産者や市場開設者との協議を重ね、設置場所や運営方法を含む具体的な統合プランを提示し、平成19年秋までの合意を目指すと答弁されております。

本市としましては、農業産出額において米、野菜に次ぐ基幹部門である畜産を今後とも推進してまいります。家畜飼料の高騰など畜産を取り巻く情勢が年々厳しさを増している上、生産者の高齢化、後継者不足など市場上場頭数は年々減少しており、この問題を大変懸念しております。蓄協、あるいはJ A、現在こうした問題をとらえて組織を大きくするために統合の方向に向かっていると聞いております。このため、上場頭数の増による市場の活性化、市場間競争力の強化、市場運営の合理化を図るためにも市場統合は必要不可欠であり、設置場所としては地理的には県北の事情も考えますと、県内から集まる生産者、あるいは外からいらっしゃる購買者、バイヤーの皆さんの利便性、そして大きな消費地を抱える消費者への対応なども考慮すれば、大仙市の市有地を含む県の中央部が私は統合市場の場所としては適地であろうと考えております。こうした考えに基づきまして美郷町、仙北市とも相談しながら、あるいは蓄協、J Aとも協議をしながら運動を進めてみたいと考えております。

質問の2点目は大沢郷地区簡易水道工事の発注方法についてであります。このことにつきましては午前中の大山議員の質問に答えさせていただきましたが、浄水場など特殊構造物工事と管路工事を分割して、それぞれ5年分の工事を一括発注するという考え方で実施していきたいというふうに思っております。管路工事につきましては地元業者へ発注することを検討しておりますし、今回補正予算案をお願いしておりますので、補正予算が可決されれば直ちに発注の、管路の部分の発注の作業を進めなければならないものと考えております。これは議会が通過すればでありますけれども、相当準備をして、できるだけ早く、まず早くその、この水に困っている問題、住民の皆さんからも強

い陳情が出てきておりますので、早くその水道の水を供給するということが大事ですので、議会の方が可決すれば直ちに発注するよう、場合によっては臨時議会の対応をお願いするということになると思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 27番、再質問。はい、27番。

○27番（鎌田 正君） 統合家畜市場については大変有り難い答弁、また2番目の水道の件についても大変有り難い答弁だわけですけれども、実は先月の28日の日、市場統合の件ですけれども、先月の28日の日に鹿角・北秋田管内の農家の署名を集めまして県の関係部局へ何とか中央部へ建設して欲しいという陳情書が、あるいは要請が出されておるわけですけれども、他県の例を見ましてもほとんど地元町村で約10町歩ほど、例えば青森県の七戸、それから東北では宮城県の小牛田、ここら付近が約10町歩ほどの用地だわけですけれども、地元でこの用地をほとんど準備しながら誘致しているというのが現状でございます。

それからもう一つ、市場機能だけじゃなくて、特に熊本あたりはイベントもできるような施設も併設しておるということで非常に大きな場所が必要だということひとつと、それから熊本の場合は熊本空港からもう10分ぐらいのところ非常に近いところであるし、非常に交通の便の良い、七戸も国道沿い、あるいは小牛田も当然ですけれども、それぞれの地域でやっぱり活性化のできる市場は交通の便の良いところ、それからそれぞれの県の比較的、ばっちり真ん中ということとはできないわけですけれども非常に集まりやすい場所に設置しておりますので、そこら付近もひとつどうか酌んでいただきまして、今後の運動展開の糧にさせていただければ有り難いなと思っております。当然私も一緒になって、行政と一緒に市長がお話してくれるように頑張りたいと思いますので、この後よろしくお願い申し上げたいなと、こう思っております。

それからもう一つ、水道の件ですけれども、いろいろ今回の市政報告の中でありました税金の滞納の分についても、やっぱり雇用問題が解決しなければ税金もなかなか徴収できないというのが現状でないかなと。水道一つができたからすぐ税金が徴収できるという状況ではないかと思っておりますけれども、いずれこういった雇用をきちっと確保することによって、こういった税金も滞納が不足になるんじゃないかなと、こう思っておりますので、何とかひとつ地元企業にお願い申し上げたいなと思っております。

まずいずれかなり前向きな答弁でしたので、これで質問を終わらせていただきますので、この後何とかひとつこの2点について答弁どおりひとつよろしくお願いしたいと思

います。

○議長（橋本五郎君） これにて27番鎌田正君の質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会をし、明日6月21日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変長時間ご苦勞様でございました。

午後 2時36分 散 会